

平成 25 年第 3 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録

平成 25 年 9 月 24 日（火曜日）

全員協議会室

◎出席委員（18 名）

委員長 佐藤 恵子

副委員長 昌浦 泰己

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一

管財課長 柴田 吉博

総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄

市民課長 菊田 忠雄

収納課長 木村 修

農政課長 浦山 勝義

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 但木 正敏

保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健

保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子

建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章

建設部副理事(兼)市街地整備課長 根元 伸弘

建設部副理事(兼)復興建設課長 熊谷 信太郎

道路公園課長 加藤 幸

会計管理者 紺野 哲哉

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦

生涯学習課長 武者 義典

文化財課長 加藤 佳保

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光

工務課長 庄司 成二

総務課参事(兼)総務課長補佐 鞠子 克志

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 郷右近 正晃

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 渡邊 明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 鎌田 洋志

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐藤 良彦

管理課参事(兼)管理課長補佐 小林 正喜

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 長瀬 義博

主事 熊谷 路子

午前 11 時 05 分 開会

● 正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

御苦労さまでございます。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、出席委員中、吉田瑞生委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(吉田瑞生臨時委員長、委員長席に着く)

○吉田臨時委員長

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせにより、文教厚生常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は佐藤恵子委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は佐藤恵子委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(吉田瑞生臨時委員長退席、佐藤恵子委員長席に着く)

○佐藤委員長

それでは、ただいまから補正予算特別委員会を開催させていただきます。

私 2 回目の特別委員長でございますが、まだまだふなれでございます。皆さんの御協力をよろしくお願いをいたします。座らせていただきます。

○佐藤委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせにより、委員長の私から指名をしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

それでは、御異議なしと認め、私から指名させていただきます。

それでは、副委員長には昌浦泰己委員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

● 議案第 73 号 平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 4 号)

○佐藤委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 73 号から議案第 79 号までの平成 25 年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては提出者から提案理由の説明が終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認め、さよう決します。

それでは、まず、議案第 73 号 平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 4 号) を議題といたします。

関係課長等から、順次説明を求めます。

- 歳出説明
- 2 款 総務費

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、議案書の 1 を手元に御用意いただきたいと思います。

議案書 1 の 58、59 ページをお願いいたします。

歳出から説明をさせていただきます。

2 款 1 項 18 目東日本大震災復興基金費で 6 億 2,069 万 2,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄、東日本大震災復興基金積立金の 6 億 2,069 万 2,000 円は、宮城県から追加交付された東日本大震災復興基金交付金津波被災住宅再建支援分の平成 25 年度交付決定分、6 億 1,250 万円、全国からお寄せいただいた震災復興寄附金の 6 月から 8 月までの収入分、250 万 3,000 円、当該基金を充当していた平成 23 年度繰越事業の完了に伴う精算などによる積戻し分 568 万 9,000 円を積み立てるものでございます。

続いて、20 目庁舎耐震対策等事業基金費で 3 億円の増額補正をするものでございます。説明欄、庁舎耐震対策等事業基金積立金の 3 億円は、将来の庁舎耐震対策等事業に備えるため、平成 24 年度決算による繰越額や平成 25 年度予算の執行状況等を勘案して積み立てるものでございます。これによりまして、平成 25 年度末における庁舎耐震対策等事業基金の残高は、6 億 30 万円となる見込みでございます。

○木村収納課長

続きまして、2 款 2 項 2 目賦課徴収費で 126 万円の増額補正でございます。これは、地方税法等の改正に伴い、平成 26 年 1 月から延滞金の計算が変更されることに伴いまして、滞納管理システムの改修が必要となったことから、改修のための業務委託料を増額するものでございます。

- 3 款 民生費

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費で 12 万円の増額補正でございます。説明欄 1、社会福祉課庶務事務で 12 万円の増額補正は、秋の叙勲受章に係る旅費でございます。

2 目障害者福祉費で 362 万 3,000 円の増額補正でございます。説明欄 1、補装具費支給事業で 20 節扶助費 362 万 3,000 円の増額につきましては、当初予算で補装具の 1 件当たりの支給額を平均 7 万 7,000 円としておりましたが、4 月からの支給実績では 1 件当たり平均 11 万円となっていることから、増額をするものでございます。これは、義足、あるいは電動車椅子、座位保持装置などといった高価な補装具の申請が多くあることによるものでございます。

○高橋国保年金課長

次に、8 目後期高齢者医療事業操出金で 10 万 6,000 円の増額補正でございます。これは、後期高齢者医療特別会計に係る事務費分の操出金でございます。内容につきましては、後期高齢者医療特別会計で申し上げます。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

次のページお願いいたします。

2 項 1 目児童福祉総務費で 699 万 7,000 円を増額補正するものであります。説明欄、総務課関係の児童福祉職員人件費は、保育士等処遇改善臨時特例事業に係る補助金受け入れに伴う財源組み替えでございます。

○但木こども福祉課長

次に、こども福祉課関係 1 の児童扶養手当支給事業の 20 節扶助費において、699 万 7,000 円を増額補正でございますが、これは転入等による新規受給者の増加や、一部支給から全部支給に支給区分が変更になる受給者の増加、また一部支給額の平均額の増加に伴い、その給付にかかる費用を増額するものでございます。

2 目保育運営費で 1,824 万 2,000 円を増額補正するものでございます。まず説明欄 1 の市立保育所運営管理事業において、514 万 9,000 円を増額補正でございますが、これは本年 5 月八幡保育所でシロアリの発生が確認され、その後全保育所について現地調査を実施しましたところ、笠神保育所と志引保育所におきましても、シロアリの発生と柱や床などへの被害が確認されたものでございます。これらの対策を実施するため、11 節需用費 108 万 8,000 円を増額につきましては、笠神、志引両保育所の被害箇所の修繕料でございます。

また、13 節委託料、406 万 1,000 円を増額につきましては、笠神、志引、八幡 3 保育所のシロアリ駆除と駆除を実施するために必要となります床の点検口の新設に係る業務委託料でございます。なお、鶴ヶ谷保育所につきましては、建物床下にコンクリートが敷設されている構造のため、シロアリによる被害は確認されてございません。

次に、2 の私立保育所保育士等処遇改善臨時特例事業で 1,309 万 3,000 円を増額補正するものでございます。この私立保育所保育士等処遇改善臨時特例事業でございますが、待機児童解消のための取り組みを一層加速化させるため、本年 4 月に打ち出されました待機児童解消加速化プランの中の補助メニューの一つでございまして、保育士の人材確保対策を推進するために、平成 25 年度において保育士等の賃金改善や、一時金の支給等による処遇改善に取り組む私立保育所に対しまして、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金、いわゆる安心子供基金を活用して資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めるものでございます。今後私立保育所において、交付見込額以上の賃金改善の具体的内容を記載しました処遇改善計画を策定していただき、事業を実施することになるものでございまして、11 節需用費 10 万円は、事務用消耗品に係る経費の増額、19 節負担金補助及び交付金 1,299 万 3,000 円は私立 7 保育所に対して交付する補助金の増額でございます。

● 4 款 衛生費

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、4 款 3 項 1 目上水道施設費で 1 億 3,870 万 4,000 円の追加補正をするものでございます。説明欄上水道高料金対策事業の 1 億 3,870 万 4,000 円は、水道高料金対策補助金で、本市水道事業の状況が平成 25 年度の地方公営企業繰り出し基準に該当することとなったことを受けて、同基準に基づいて算定した操出額を追加補正するものでございます。水道高料金対策補助金の財源につきましては、同補助金の額の概ね 50%が基準財政需要額の算定に反映され、30%が特別交付税として措置されることとなっております。また、残りの 20%については、市債を発行することが可能となっておりますが、この市債は宮

城県から10年間無利子での借入が可能となっておりますので、これを活用することを予定しております。

続いて、3目給水支援活動費で72万1,000円の追加補正をするものでございます。説明欄天童市給水支援事業の72万1,000円は、天童市給水事業活動費補助金で、本市の友好都市である天童市で生じた断水被害に対し、本年7月19日から26日までの8日間で上水道部で対応した給水支援活動に要した経費を補助するものでございます。なお、当該補助金の財源としては、特別交付税による措置を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

● 6款 農林水産業費

○浦山農政課長

6款1項3目農業振興費で195万円を増額補正するものです。説明欄1の新規就農者等支援事業ですが、19節補助金で150万円を増額するものです。この補助金は45歳未満の独立自営就農している新規就農者に対して支給するもので、今回給付要件を満たし、青年就農者が認定されたことに伴い、補正するものです。

続きまして、2の大区画ほ場整備促進事業ですが、恐れ入りますが、資料2議案関係資料の48ページをお願いします。

改めまして、大区画ほ場整備事業につきまして、これまでの経過等について説明させていただきます。

1の経過から御説明いたします。大区画ほ場整備事業につきましては、これまで一般的な補助事業である農産漁村地域整備交付金の農地整備事業による事業主体を宮城県とした県営での事業実施に向けて取り組みを行ってきたところでございます。平成25年2月に新たに被災市町村の復興を目的とした農林水産省の補助事業、農村地域復興再生基盤総合整備事業が制定されました。こちらにつきましては、事業主体となる宮城県と本市において、事業費の負担やスケジュールのほか、予算措置等について、検討を行ったところ事業費の確保も含めた計画的な事業実施のため、これまでの補助事業、事業計画を変更し、新たな事業での実施に向け、取り組むこととしたものでございます。

続きまして、2の農村地域復興再生基盤総合整備事業の概要でございますが、東日本大震災の被災地及びその周辺における農地、農業用施設等の整備を総合的に実施し、復興を円滑かつ迅速に推進し、地域の再生に資することを目的とするものでございまして、震災により被災した農地のみならず、一体的に復興再生を図る必要がある区域まで、総合的な整備を行うことができる事業となっております。また、平成25年6月24日付で、宮城県から当該事業について積極的に活用するよう通知されております。

3の適用事業の比較でございますが、これまでの取り組みを変更前とし、表の左側に記載しております。新たな事業を変更後として表の右側に記載しております。

まず、事業費でございますが、負担率につきましては、市の負担率が10%、受益者、いわゆる農家負担分につきましては、12.5%となっており、変更後の事業法についても負担率に変更はありませんが、表右の変更後においては市の負担率である10%分につきましては、震災復興特別交付税措置が適用されます。これによりまして、実質的な市の負担額、こちらは農家負担の助成を含む金額となりますが、約4億4,000万円削減が図られることとなります。また、面的集積促進事業費は、圃場整備後の利用集積の実績に応じて交付を受けるものでございますが、こちらにつきましても変更前の負担額と比較し、約3,000万

円削減が図られます。したがって、事業費の4億4,000万円、面的集積促進事業費の3,000万円、合わせまして4億7,000万円の事業費削減となるものでございます。

続きまして、計画費ですが、こちらは大区画ほ場整備事業を実施するために必要な対象地域内の地形図の作成や、基本調査となる測量等を行うものでございます。変更前は国及び県のそれぞれ負担率を50%とする補助事業を活用した取り組みとなっておりましたが、変更後につきましては、計画費用の全額について国の負担となり、約3,000万円の削減が図られ、総額で約5億円の削減となります。

続きまして、期間でございますが、変更後について事業そのものの期間が平成32年度までとなっており、確実な予算配分に基づいた事業進捗を行うことが可能なものとなっております。ただし、変更前と比較しますと、計画期間及び工事期間のそれぞれ1年前倒しとなり、短期間で集中した取り組みが必要となるものでございます。

最後になりますが、4の適用事業における費用負担額等の比較についてですが、全体事業費約48億円のうち、市負担額については、当初約7億7,000万円であったものが、変更後においては2億7,000万円となり、差引約5億円の削減となるものでございます。

次に、5の適用事業におけるスケジュールの比較でございますが、先ほど適用事業の比較で説明させていただきました内容となっておりますので、御参照いただければと思います。

それでは、議案書1の63ページにお戻りください。

説明欄2の大区画ほ場整備促進事業ですが、先ほど説明しましたとおり、補助事業の変更に伴う13節委託料45万円の増額でございます。経営体育成促進換地等調査業務としまして、圃場整備対象地内の権利の調査などを行う業務の委託料1,575万円を増額するものでございます。また、地形図作成業務につきましては、第2回定例会におきまして、御承認いただいたところでございますが、補助事業の変更に伴いまして、宮城県による作成と変更になりましたので、業務の委託料1,530万円を減額するものでございます。

● 8款 土木費

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

次に、8款1項1目1目土木総務費は、補正額はございませんが、説明欄記載の土木管理職員人件費において、後ほど説明いたします都市計画道路高崎大代線道路改築事業の事業費増による市債の増額に伴う財源組み替えでございます。

○根元市街地整備課長

4項1目都市計画総務費で27万3,000円を増額補正するものです。これは、多賀城駅北地区再開発事業において、社会資本整備総合交付金を充当するため、社会資本総合整備計画及び土地再生整備計画の策定に係る国土交通本省との協議や、事業参画予定者との打ち合わせなどに要する旅費を計上するものでございます。

○加藤道路公園課長

次に、2目街路事業費で1,894万3,000円を増額補正でございます。説明欄の道路公園課でございますが、多賀城市自転車等駐車場条例の改正の際に御説明をいたしましたとおり、新たな駐輪場が仙石線の高架下において供用されますので、その管理運営事業に要する費用といたしまして、297万4,000円を増額でございます。

主なものといたしましては、13 節委託料 256 万 1,000 円でございますが、これは既存の駐輪場と同じように午前 7 時から午後 7 時まで高架下駐輪場の維持管理等を業務委託するという内容でございます。

○熊谷復興建設課長

次のページ、64 ページ、65 ページをお願いいたします。

次に、復興建設課関係ですが、説明欄 1、都市計画道路高崎大代線道路改築事業で、1,596 万 9,000 円の増額補正でございます。これは、長らく当該路線において、用地交渉を進めておりましたが、最後の 1 人の方と今般補償交渉がまとまったことから、増額補正を行うものでございます。国庫補助の内示の関係から、工事費を減額いたしまして、優先的に物件移転補償費に充当するものでございます。また、土地購入費の減額は精査によるものでございます。なお、当該路線の事業完了は平成 26 年度を予定してございます。

○根元市街地整備課長

4 目市街地開発事業費で 2,683 万 6,000 円を増額補正するものです。これは、多賀城駅周辺土地区画整理事業において、懸案となっている移転補償等の課題を円滑に遂行するための方策を種々検討するための経費として、13 節委託料に 1,083 万 6,000 円を計上するものです。また、区域内の道路工事や宅地造成工事に支障となる電柱などの移転及び撤去に係る経費として、22 節補償費に 1,600 万円を計上するものでございます。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

5 目下水道事業特別会計操出金で、3,407 万 9,000 円の増額補正です。詳細につきましては、下水道事業特別会計において御説明をいたします。

5 項 3 目災害公営住宅整備事業特別会計操出金で、1,134 万 9,000 円の増額補正です。詳細につきましては、災害公営住宅整備事業特別会計において説明いたします。

● 9 款 消防費

○角田交通防災課長

次に、9 款 1 項 3 目災害対策費で、1,084 万 5,000 円の増額補正でございます。これは、説明欄 1 の防災減災手帳作成事業で、主なものは 13 節委託料 1,079 万 6,000 円ですが、これは東日本大震災の教訓により、日ごろから自然災害の脅威を認識し、事前の備えやいざというときに正しい判断と行動ができることを目的に、自然災害から命と暮らしを守るための防災減災手帳を作成し、全世帯へ配布するものでございます。転入世帯数年分を合わせて 3 万部の作成を予定しております。その他 11 節需用費 4 万 9,000 円は、各世帯へ配布時の手提げ袋代です。

なお、児童生徒向けの防災減災教育に関する内容につきましては、教育委員会で検討中でございます。

次のページをお開き願います。

● 10 款 教育費

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

10 款 1 項 3 目教育施設及び文化施設管理基金費で 2 億円の増額補正をするものでございます。説明欄、教育施設及び文化施設管理基金積立金の 2 億円は、将来予定されている学

校、文化センターを初めとした教育文化施設の改修事業や、設備更新などに備えて平成 24 年度決算による純繰越額や平成 25 年度予算の状況を勘案して積立をするものでございます。これによりまして、教育施設及び文化施設管理基金費の積立基金の平成 25 年度末における残高は、9 億 4,777 万 5,000 円となる見込みでございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に、10 款 2 項 1 目小学校費の学校管理費で 59 万 5,000 円の増額補正でございます。説明欄の教育総務課関係ですが、1 学校施設維持管理事業の 11 節需用費で修繕料を補正するものです。この内容ですが、修繕料につきましては 3 件ございまして、多賀城東小学校の側溝の修繕、それから同じく東小学校の校舎屋上の防水シートに一部亀裂が入ったため、修繕するもの、それから 3 点目が八幡小学校の同じく校舎屋上の防水シートの一部亀裂により修繕を行うものでございます。

次に、3 項 1 目中学校の学校管理費で 321 万 1,000 円の増額でございます。そのうち説明欄の教育総務課関係ですが、1 学校施設維持管理事業の 13 節委託料で、施設維持管理等業務委託料の補正ですが、179 万 6,000 円を補正するものでございます。この委託料の内容ですが、中学校の屋内運動場のバスケットボールのコートのラインについて、バスケットボールのルール改正があったことから、ラインの引き直しを委託するものでございます。第二中学校につきましては、既に大規模改修時に新しいラインになっていることから、残りの 3 中学校分のラインの引き直しをしたいというものでございます。

○麻生川学校教育課長

続きまして、学校教育課関係でございます。学校教育課関係でスクールソーシャルワーカー活用事業で 141 万 5,000 円の増額補正でございます。これは、児童・生徒の問題行動や、発達上の問題、また学校と家庭とのかかわりの問題などの背景にある家庭、友人、地域、学校等の児童・生徒の周囲の環境の問題に働きかけたり、連携を進める支援のため配置しておりますスクールソーシャルワーカーの相談時数が増加していることから、それに対応するため増額するものでございまして、説明欄にございますようにスクールソーシャルワーカーの相談時数増加に伴う報酬 125 万円と旅費 16 万 5,000 円でございます。

○武者生涯学習課長

68 ページをお願いします。

次に、4 項 1 目社会教育総務費で 117 万 9,000 円の増額補正でございます。説明欄 1 の図書館移転事業でございますが、新図書館の入居する再開発ビルを設計するコンサルタント等との打ち合わせに係る東京への旅費で、2 名の 4 回分として 57 万円の追加補正でございます。

説明欄 2 の大代地区公民館指定管理者選定委員会運営事業につきましては、平成 26 年度より外部化予定の大代地区公民館における指定管理候補者の選定委員 5 名のうち支給対象となる外部委員 3 名の 2 回分を報償費で 4 万 7,000 円の追加補正でございます。

次に、説明欄 3 の社会教育委員事業につきましては、会議開催回数増による報酬の増額と、視察調査に係る旅費の増額による 56 万 2,000 円の増額補正でございます。なお、会議回数につきましては、通常の年 2 回に加え、4 回分を追加計上しております。

○加藤文化財課長

次に、4目文化財保護費で11万2,000円の増額補正でございます。これは、説明欄1の被災文化財保全等事業で、さきに平成24年度の主要な施策の成果に関する報告書で御説明申し上げましたとおり、毎年度国の事業採択を受けながら、事業主体である実行委員会と一体となって、被災文化財等の調査や保全などを行っている事業でございます。

本事業の全体事業費は3,289万円となるものでございますが、古文書等調査や天童氏関連の展示事業、文化財案内ソフトやパンフレット作成等に係る委託料など3,277万8,000円分は、当該実行委員会が直接業務委託するものでございまして、本市分といたしましては、指導謝金に係る報償費や消耗品費等、11万2,000円分を計上するものでございます。

○武者生涯学習課長

次に、6目図書館費で80万3,000円の増額補正でございます。これは、新図書館の駅前移転に係る図書館協議会3回分の回数増による報酬の増額と視察調査に要する旅費等の増額でございます。

○加藤文化財課長

次に、9目埋蔵文化財調査センター費で55万円の減額補正でございます。説明欄1の埋蔵文化財緊急調査事業（補助）でございますが、これは発掘調査に従事する作業員賃金等に不足が見込まれることから、事業費を組み替えるものでございます。

説明欄2の埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）の55万円の減額補正は、14節使用料及び賃借料のパソコン等借り上げ料で借り上げ開始時期の変更に伴う減額補正でございます。

ここで、恐れ入りますが、本資料の38ページをお開きいただきたいと思います。38ページでございます。

第2表債務負担行為補正で、業務支援システム借り上げ料について、期間及び限度額を変更するものでございます。この内訳につきましては、恐れ入りますが資料の2を御用意いただきたいと思います。

資料2の50ページになります。

50ページ、業務支援システム借り上げ料の内訳の欄の2つ目、資料保管用サーバー借り上げ料でございますが、これは債務負担行為を平成26年度から平成29年度までの期間内において、350万4,000円とするものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、債務負担行為補正の説明をさせていただきますので、恐れ入ります、もう一度議案書1の38ページをお願いいたします。

先ほどの文化財課長の説明と若干重複しますが、もう一度説明をさせていただきます。

第2表債務負担行為補正、こちらは業務支援システム借り上げ料に係る債務負担行為の期間で、平成26年度から平成30年度までとしていたものを、平成26年度から平成31年

度までに変更し、限度額で 971 万 3,000 円としていたものを 4,963 万 5,000 円に変更するものでございます。

ここで、恐れ入りますが、議案関係資料 2 のこれも先ほどごらんいただいたところなのですが、50 ページをもう一度お願いいたします。

こちらは先ほどもごらんいただいた表なのですが、今回変更となる業務新システムの借り上げ料の内訳を記載した内容となっております。

こちらの 2 件のうち、資料保管用サーバー借り上げ料につきましては、先ほど歳出の際に文化財課長から説明がございましたので、こちらの部分については省略させていただきまして、もう一件のほう、こちらの戸籍電算処理システム借り上げ料の詳細について、市民課長から説明をさせていただきます。

○菊田市民課長

それでは、資料 2 の 50 ページの平成 25 年度債務負担行為の内訳表にあります戸籍電算処理システム借り上げ料について御説明いたします。

現在市民課で借り上げ契約をしております戸籍電算処理システムが、平成 26 年 4 月末で契約期間が満了することから、平成 26 年度から平成 31 年度までの期間、限度額として 3,641 万 8,000 円の債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、システム借り上げ料の支払い開始時期は、平成 26 年 5 月 1 日となりますが、新システム機器等の調整や戸籍データの移行作業に期間を要することから、本年度中に契約を行うものでございます。

以上で、債務負担行為補正の説明を終わらせていただきます。

- 歳入説明
- 9 款 地方特例交付金

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

議案書の 1 になります。議案書 1 の 44 ページをお願いいたします。44 ページ、45 ページになります。

9 款 1 項 1 目地方特例交付金で 106 万 8,000 円の増額補正をするものでございます。これは、地方特例交付金の交付額が確定したことを受け、予算計上済み額との差額を補正するものでございます。

● 10 款 地方交付税

次に、10 款 1 項 1 目地方交付税で 8,767 万 9,000 円の増額補正をするものでございます。初めに、説明欄 1 の普通交付税で 8,781 万 6,000 円の増額補正するものでございますが、交付額の決定を受けて、予算計上済み額との差額を補正するものでございます。

平成 25 年度の普通交付税の交付決定額は 28 億 4,370 万 2,000 円となり、平成 24 年度の交付額と比較して、8,483 万 3,000 円、2.9%の減となっております。交付額が前年度と比較して減少した要因は、基準財政需要額、基準財政収入額ともに増加しておりますが、基準財政収入額の増加額が基準財政需要額の増加額を上回ったことが上げられます。

基準財政収入額で増加が目立つものは、法人市民税、市たばこ税、市町村交付金などでございますが、一方の基準財政需要額で増加が目立つものは、個別算定経費の保健衛生費、高齢者保険福祉費のほか、公債費などになります。

平成 25 年度の普通交付税の算定で最も懸念されたものは、国から要請された地方公務員給与費の削減の影響が、基準財政需要額の算定にどの程度及ぶものなのかということでございました。地方公務員給与の算定は、個別算定経費の各单位費用に反映されることとなりまので、本市における影響額を把握することは大変困難であり、総務省においても各自治体における個別の影響額は示さないということとされました。

平成 25 年度の地方財政計画の説明の際に総務省から影響額の試算方法が示されましたが、これは、平成 24 年度の基準財政需要額の 1.2%程度が減になるというようなものでございました。これに基づいて実際に試算した額を申し上げますと、1 億 1,816 万 4,000 円の減額、これが基準財政需要額から減少するというような見込みということでございます。

その一方で、地方公務員給与費の削減については、防災減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応する財源を確保するためのものでございましたので、個別算定経費に地域の元気づくり推進費が新たに設けられております。地域の元気づくり推進費の算定には、ラスパイレズ指数の状況や、職員数の削減の状況が反映されることとなり、本市では地域の元気づくり推進費が 9,037 万 4,000 円と算定されております。

以上のことから、平成 25 年度の基準財政需要額における地方公務員給与費の削減による影響は、さきに申し上げました 1 億 1,816 万 4,000 円の減額と、9,037 万 4,000 円の増額を相殺した額、すなわち 2,779 万円の減額であったという見方ができると思われまます。

続いて、説明欄 2 の震災復興特別交付税で 13 万 7,000 円の減額補正をするものでございます。これは、歳出で説明いたしました埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）の減額に伴い、当該事業の地方負担額として見込んでいた額の減額をするものでございます。

- 13 款 使用料及び手数料

- 加藤道路公園課長

次に、13 款 1 項 3 目土木使用料で 217 万 5,000 円の増額補正でございます。

これは、先ほど歳出でお話しいたしました高架下駐輪場における使用料といたしまして、11 月 17 日から年度末までの期間で自転車 191 万 5,200 円、バイク 25 万 9,800 円で積算しております。

- 14 款 国庫支出金

- 但木こども福祉課長

次のページをお願いいたします。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金で 414 万 2,000 円を増額補正するものでございます。1 節児童福祉費負担金、説明欄 1 の児童扶養手当負担金で 233 万 2,000 円を増額補正するものでございますが、これは歳出でも御説明申し上げましたとおり、転入等による受給者の増及び一部支給から全部支給に支給区分が変更になる受給者の増などに伴い、計上済み額との差額を増額補正するものでございます。

- 片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、5節障害者福祉費負担金で181万円の増額ですが、説明欄1の障害者自立給付費負担金は、歳出で説明を申し上げましたが、補装具費の国庫負担分で歳出計上額の2分の1でございます。

○熊谷復興建設課長

次に、2項2目土木費国庫補助金で、878万2,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました都市計画道路高崎大代線道路改築事業に係る補助金で、国からの増額内示によるものでございます。

○浦山農政課長

7目農林水産費国庫補助金で765万円を減額補正するものでございます。説明欄1の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金765万円につきましては、歳出で説明しました地形図作成業務委託料1,530万円に対する補助率2分の1を減額するものでございます。

● 15款 県支出金

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いします。

15款1項1目民生費県負担金で90万5,000円の増額は、5節障害者福祉費負担金で、これは補装具費の県のほうの負担分ということで、歳出計上いたしました額の4分の1でございます。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

次に、2項1目総務費県補助金で、6億1,250万円の増額補正をするものでございます。8節東日本大震災復興基金交付金の説明欄、東日本大震災復興基金交付金津波被災住宅再建支援分で6億1,250万円の追加は、津波浸水区域における住宅再建支援の財源として交付限度額を30億6,250万円とされていたもののうち、前年度交付額の24億5,000万円を差し引いた残りの額であり、本年8月9日付で宮城県知事から交付決定を受けましたので、その額を補正するものでございます。

○但木こども福祉課長

次に、2目民生費県補助金の6節児童福祉費補助金で、1,314万円を増額補正するものでございます。説明欄1の宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金1,314万円の増額は、歳出でも御説明申し上げましたとおり、私立保育所保育士等処遇改善臨時特例事業に係る県の補助金でございまして、補助率は10分の10でございます。

○浦山農政課長

4目農林水産業費県補助金で、1,725万円を増額補正するものでございます。説明欄1の農村地域復興再生基盤総合整備事業助成金1,575万円の増額は、歳出で説明しました経営体育成促進換地等調査業務委託に対する費用全額分の助成金でございます。

2の青年就農給付金事業補助金150万円の増額は、歳出で説明しました新規就農者等支援事業に対する費用全額分の補助金でございます。

● 15款 県支出金

○麻生川学校教育課長

それでは、次の 50 ページ、51 ページをお開きください。

続きまして、15 款 3 項県委託金 2 目教育費委託金で 2 節中学校委託金でございますけれども、141 万 5,000 円を増額するものでございます。歳出で御説明いたしました、説明欄でございますとおり、スクールソーシャルワーカーの相談時数増加に伴う報酬 125 万円と旅費 16 万 5,000 円に充てるものでございます。

- 17 款 寄附金

- 柴田管財課長

17 款 1 項の寄附金で 250 万 3,000 円を増額補正でございます。これは、平成 25 年 6 月 1 日から 8 月 26 日までいただきました寄附金として、2 目震災復興寄附金 23 件 250 万 3,000 円を計上するものでございます。

- 18 款 繰入金

- 萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 881 万 7,000 円を増額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴い、増額となるものでございます。これによりまして、財政調整基金の平成 25 年度末における残高は、24 億 756 万 4,000 円となる見込みでございます。

続いて、8 目東日本大震災復興基金繰入金で、1,084 万 5,000 円を増額補正をするものでございます。これは、説明欄に対象事業として記載している防災減災手帳作成事業の財源として、当該基金繰入金を充当するものでございます。これによりまして、東日本大震災復興基金の平成 25 年度末における残高は、23 億 6,400 万 7,000 円となる見込みでございます。

続いて、9 目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金で 41 万 3,000 円の減額補正をするものでございます。説明欄に対象事業として記載している埋蔵文化財緊急調査事業復興交付金の事業費の減額に伴い、財源として充当している当該基金繰入金を減額するものでございます。これによりまして、東日本大震災復興交付金事業基金の平成 25 年度末における残高は、51 億 2,967 万円となる見込みでございます。

次に、2 項 2 目介護保険特別会計繰入金で 61 万 5,000 円を増額補正、同じく 4 目下水道事業特別会計繰入金で 5,634 万 6,000 円を増額補正をするものでございますが、これらは各特別会計に対する操出金の平成 24 年度決算に伴う精算返還分として補正をするものでございます。

- 19 款 繰越金

- 萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

19 款 1 項 1 目繰越金で 5 億 7,055 万 9,000 円を増額補正をするものでございます。説明欄前年度繰越金につきましては、平成 24 年度決算に係る歳計剰余金が 11 億 9,055 万 9,000 円となりましたので、当該歳計剰余金のうち 6 億円を財政調整基金に編入し、残り

の5億9,055万9,000円を前年度繰越金とするため、予算計上済み額2,000万円との差額、5億7,055万9,000円の増額補正をするものでございます。

● 20款 諸収入

○加藤文化財課長

次に、20款4項3目教育費受託事業収入で、11万2,000円の増額補正でございます。これは、説明欄1の文化遺産活用活性化事業受託でございまして、歳出で御説明申し上げました被災文化財保全等事業に係る受託事業収入で、全額文化庁の費用負担で行うものでございます。

● 21款 市債

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、21款1項2目土木債で3,910万円の減額補正をするものでございます。1節土地計画債の説明欄土地区画整理事業債で4,630万円の減額補正をするものでございますが、当初多賀城駅周辺土地区画整理事業単独の財源として、市債の発行を検討していたところ、宮城県との協議の中で適債性に疑義のあることが判明したため、財源として発行を予定していた市債の全額を減額するものでございます。

同じく、街路事業債で720万円の増額補正をするものでございますが、歳出で説明申し上げました都市計画道路高崎大代線道路改築事業において、追加で必要となった事業費の財源とするものでございます。なお、当該市債の起債充当率は、需用費に対する90%ということになっております。

続いて、4目臨時財政対策債で1,940万円の増額補正をするものでございますが、さきに説明申し上げました普通交付税の交付額の決定に合わせて発行可能額が確定しましたので、発行予定額と予算計上済み額との差額を補正するものでございます。

なお、平成25年度の臨時財政対策債の発行予定額は、前年度の発行額と比較しまして、8,770万円、率にして8.0%の増となっております。

次のページをお願いいたします。

5目衛生債で2,900万円の追加補正をするものでございます。1節上水道施設債の説明欄、公営企業安定化資金で2,900万円の追加補正をするものでございますが、歳出で説明申し上げましたように、水道高料金対策補助金の財源として宮城県から無利子で借り入れるものでございます。

次に、本補正予算による補正後の市債の全体について説明させていただきますので、資料の39ページをお願いいたします。39ページになります。

第3表地方債補正でございまして、この表の一番下の計の欄をごらんください。本市一般会計における起債全体の起債限度額をあらわしております。

補正前の起債限度額の総額18億3,090万円に対し、930万円を増額いたしまして、補正後の起債限度額の総額を18億4,020万円とするものでございます。なお、今回起債限度額が変更、あるいは追加となる起債の方法、利率償還の方法につきましては補正前の内容と同じでございます。

また、平成 25 年度における市債元金償還額と本補正による補正後の起債限度額を比較いたしますと、起債元金償還額が起債限度額を 2 億 3,863 万 8,000 円上回ることとなりますので、平成 25 年度末の起債残高は減少する見込みとなります。

最後になりますが、議案関係資料 2 の 44 ページから 47 ページにかけて、復旧・復興分として区分した事業の一覧を掲載させていただいております。議案審議の参考にしていただきたいと存じます。

以上で、平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長

それでは、説明が終わりました。

昼の休憩に入ります。再開は 1 時でよろしくお願ひいたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 0 時 57 分 開議

○佐藤委員長

それでは、定刻前ではございますが皆さんおそろいですので、再開させていただきます。

午前中に説明が終わっております。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましてもこれまでの特別委員会にならい、多くの委員さんから発言をしていただきたいと思います。発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られること、以上の点について再確認をしながら、質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に 1 件ずつ質問していただくようお願いをいたします。

なお、当局におかれましても質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、答弁した内容に誤りがあった場合には原則として本委員会の開会中に訂正をいただくようお願いをいたします。

● 歳入質疑

○佐藤委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。竹谷委員。

○竹谷委員

45 ページの交付金にかかる多賀城市の職員給与の削減との関係について。次、寄附金について、それから最後に資料 2 の 50 ページの債務負担行為の内容について 3 件お伺いします。

まず、最初に先ほど財政担当のほうから交付税の関係について、職員の給料削減との関係、本市については御理解をいただいて職員の給料を削減しないでそのままやっという事で、御配慮いただきました。大変感謝をしているわけでございますが、その影響額はどういうふうになっていくのかというのがちょっと興味ございました。すぐ政府

は交付金に反映するぞという、えらい意気込みで当時新聞報道なされていたのを記憶しているところでございます。

多賀城の分の関係が2,700万円程度じゃないかという差し引き、先ほどお話ありましたけれども、そういう確認でよろしいでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

先ほど午前中の説明で申し上げたとおりで、これは一つの見方だというふうに思っていたければよろしいかと思うのです。2,779万円の減額というのは、あくまでも需要額のほうの計算の仕方として、単位費用に織り込まれておりますので、具体的にどれくらい需要額の中で給与削減分が反映されているのかというのがなかなか理解しがたい部分があるのです。

ですから、これはあくまでも試算という形で総務省のほうから示されている1.2%、前年度の需要額の大体1.2%が減るのだろうと、少なくなるだろうという見方を前提にして今回試算させていただいたということになります。

○竹谷委員

確かにそういうふうになっている。大体そういうふうに見ているということでもいいんです。

そうしますと、実際に多賀城の職員の給料、あの当時言われたとおりに削減した場合に、どのくらいの財政影響があったのかということを見ていかなければいけないと私は見ているのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

国家公務員が現在特例的に減額をしておりますけれども、それに見合った同じような減額をした場合の影響額ということでお答えさせていただきたいと思いますが、減額をする際に、本市の場合は減額をしておりますけれども、減額をする際の国からの通知によりますと、ラスパイレス指数を現在国が特例的に下げておりますので、地方はほとんどの自治体においてラスパイレス指数の基準であります100を超えている団体がほとんどであるというふうなことで、まず100まで下げてくれという要請がまいておりました。

本市においては、平成24年度のラスパイレス指数が101.1でございました。ですから、国の要請どおりに削減するとすれば、1.1%削減ということになります。そのほかに、まずそれが給料の部分、それから国家公務員においては期末勤勉手当なども下げておりますので、そういったもろもろのことを加味いたしますと、大体試算上、国の要請どおりに削減をしておれば、1,700万円程度の削減になっていたであろうというふうに試算をしております。

○竹谷委員

そうしますと、大体の概算でつかんだ話ですので、結果的に1,700万円の影響があるのが、2,700万円程度は影響あったと。そうすると、言っていることとやっていることが違っているのじゃないかという、結果的に多賀城市が1,700万円あえて一般財源に持とうと言ったのが、職員の復興事業に対する意欲を燃やすためにも正解だったと。国は何を考えているのだというものに置きかえられるのじゃないかと。結果的に現象だけ捉えて、国家公務員がこうだからあんなたちもやれという上意下達の方針だけ物事しているのじゃないのかという、私は受けとめ方をしたんですけれども、結果的に1,700万円影響あった、

2,700万円が影響あったというならわかるけれども、その2,700万円程度が大体のことでそのくらいに影響があったというのはどういう試算をして、国は何を考えているのか。交付税に影響しますよというのであれば、相当な影響がなければ誰も国の言っていることが信じがたいということになりはせんかというふうに思いがあるのですけれども、その辺は深く追求しても概算数字でしょうから、そうでないと言えばそうなるんでしょうけれども、私はそういう見方をするんですけれども、総体的にいかがでしょうか。そういう見方をしてもよろしいんじゃないのかという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

なかなか見方として難しい部分があるかと思います。特に需要額の話をしていただきますと単位費用によって大分人件費の入りぐあいというのは違うものですから、実際置かれている自治体の状況、あとは行っている事業の内容です。そういった部分で大分開きが出ているんじゃないかというふうに思っています。

ちなみにその単位費用で給与削減分で大きく影響出ている部分というのが、二、三紹介させていただきますけれども、例えば教育費の高等学校費、こういった部分が自治体に高校を設置している場合なんですけれども、こういった部分の単位費用は非常に削減幅が大きくなっていたりするわけです。ですから、その自治体の扱っている行政分野、行政業務の中で大分ばらつきが出ているんじゃないかなというふうには思っております。

多賀城市の場合ですと、市立の高校というのがありますので、その分の大きなあおりというのはなかったのですけれども、例えばほかの団体ですと仙台市さんであったりとか、石巻市さんなんかですと、市立の高校持っていますので大分その辺は大きかったんじゃないかなというふうには推測しているところです。

○竹谷委員

やはりこれからそういうことはないと思いますけれども、あった場合に多賀城市の財政に置きかえてどういう場合にどういう影響があるのかということをしちっと精査をした中で、物事を決めていかなければいけないのではないかなというふうな気が、結果的に気がしてなりません。ひとつこれからこういう問題がおきたときには、多賀城におかれている状況の中で需要額にどれだけの変動が出てくるのか、収入額にどれだけの変動が出てくるのかというのを精査して、それで政策的にこれはやるべきだ、やるべきじゃないという判断をしてほしいというふうに思いますので、私の意見として感想として述べさせていただきますと思います。

51ページで、管財課長から災害復興寄附金23件というだけの説明でした。少なくとも団体からの寄附金、それから個人からの寄附金というのがあると思います。その件数について私は明らかにしたほうがよろしいんじゃないかというふうに思いますので、お聞きします。

○柴田管財課長

大変失礼しました。団体からの寄附金なんですけれども、ちょっとお待ちください。団体からの寄附金が4件、それから個人からの寄附金が18件、ただし個人からの寄附金のうち、多賀城市の口座に直接入金されている方は、住所氏名等詳しくわからないところがあるので、個人か団体か確実に判別できないところもあります。以上です。

○竹谷委員

250万円という数字ですけれども、団体から何件で幾ら、個人から何件で幾らという数字を私は説明すべきだと思いますよ。多賀城に貴重な財源として寄附されているわけですからね。その金額ぐらい明らかにしておかないと、私はちょっと不親切じゃないのかなというふうに思いますけれども、管財課長いかがでしょうか。

○柴田管財課長

大変失礼しました。団体4件で108万7,000円です。個人は、差し引きますと18件で141万5,999円となりまして、141万6,000円の計上でございます。

○竹谷委員

注意しておきたいと思いますが、これから説明のときはきちっとそういうことを申し上げて説明することが、寄附していただいた方々への感謝の気持ちがあらわれるのじゃないのかと。どこからどう出たかわからないように23件幾らですということではなく、これのやっぱりきちっと説明をしておくことが大事じゃないかと思いますので、指摘しておきたいと思います。これから注意をしていただきたい。

それから、最後にナンバー2の50ページ、市民課長が戸籍電算処理システムの借り上げ料、債務負担行為でやりますよと。この仕組みが今までと同じものなのか、多少改革をするものなのか、その辺の説明をきちっとしなければ、何が何だかさっぱりわからないと私は思います。いかがでしょうか。

○菊田市民課長

申しわけございませんでした。今回は前回からの継続ということになりますので、内容についてはほぼ同じということで、了解していただきたいと思います。

○竹谷委員

そうであれば、きちっと説明のときに私聞き逃したのかわかりませんが、現状のもので変更はないと、ただ期限が切れるから3年間ですか、延長するのだというのであれば、きちっと申したほうがよろしいんじゃないかと。それはあなたこれからコンビニの収納についても研究しようとしているわけでしょう。いろいろそういうときだって、こういうシステムとの兼ね合いが出てくるのじゃないかというふうに思うときもあるものですから、きちっとその辺は説明をするようにしていたほうが私はよろしいんじゃないのかなということをおもいましたので、一言申し上げておきたいと思います。

○佐藤委員長

では、ございませんか。藤原委員。

○藤原委員

庁舎基金3億円と教育施設基金2億円の原資についてお聞きしたいのですが、これは24年度から25年度に繰り越した5億9,055万9,000円のうち、5億円が積み立てられたというふうに理解していいのかどうかということなんですが。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず繰越金なんですけれども、これは予算上直接財源として充当しているわけではありません。予算書のほうのつくりもそのように直接充当していると、それを直接の財源としているわけではないわけです。これは、一般財源で積んでいるというようなイメージなので

すけれども、実質的には繰越金に相当する金額を一般財源のほうから捻出して充てていると、積み立てているというふうなイメージを持っていただければよろしいかと思います。

○藤原委員

つまりそういうことでしょうか。違うんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

ちょっと今まどろっこしい説明をしてしまったのですが、実質的にはそのように捉えていただいてよろしいかと思います。

○藤原委員

24年度決算の実質収支が11億9,055万9,000円でした。つまり、そのうちの6億円は財調に積立をして、5億円は庁舎基金と教育基金にやったので、つまり11億9,000万円のうち11億円は基金に積んだのだというふうに私は理解しているのですが、そういう理解でいいかどうかということなんです。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

結果としてそのような格好になっております。

○深谷委員

11ページのスクールソーシャルワーカーの活用事業委託金なんですけれども、先ほど説明で時数がふえたので、その141万5,000円ふえたということなんですけれども、これというのは1点は、人をふやしたのじゃなくて、例えば月曜日から水曜日まで行っていたのを、月曜日から金曜日まで行けるようにしたとか、あとは相談できる時間を例えば長くしたとか、それに応じてこの141万5,000円がふえたということなのかというのが一つと、この141万5,000円というのが天井と言いますか、例えばお子さんがふえている現状で、もっとふやしたいとか、日数をもっともっと増加したいとか、学校をふやしたいとかというふうになれば、これは幾らでも青天井をどんどん上げられるものなのかというのを伺います。

○麻生川学校教育課長

まず時数の件なんですけれども、補正前は450時間ということで要望しておりました。補正の後は700時間ということで250時間分の相談時数をふやしております。この相談時数につきましては、先日もお話ししておりましたソーシャルワーカーは1人配置をしておりますので、この1人のソーシャルワーカーが相談をする時数ということになります。学校に関しましては、市内10校全ての学校が対象になりますので、実はこの間の実績があるわけなんです、うなぎ登りに件数が上がってきている状態で、実は24年の後半から相談時数が大変ふえてきているのが現実です。実は、24年の段階でふえている状態だったものですから、24年度は380時間の相談時数だったのですが、ことしそれを450ということで見越していたわけなのですが、25年度になって4月、5月と大変相談件数が激増しまして、大体1年間を4月から6月までの相談件数で1年間を見越してみたところ、700時間を越える相談時数になりそうだという見越しがありました。

ただ、スクールソーシャルワーカーが1人ということもありまして、しかも東松島高校のほうの仕事もされているものですから、大体どのくらいまでお願いできるだろうかとところで、700時間ということで700時間をここで計上しているということでございます。

足りない部分は、スクールカウンセラーなどのネットワークの関係で何とか対応していきたいと現在のところ考えております。以上です。

お金の部分では、県のほうにまた相談に行けばということもあるのですが、ただ今お話ししたように個人的な条件で条件ということで。

○藤原委員

決算の質疑のときに、随分ためましたねみたいな話をしたら、25年度は財調の繰入が14億円あるんだという話でした。それは、53ページに出てくるのですが、これは決算してみないとどうなるかわかりません。それから、もう一つの懸念材料として、たしか震災復興特別交付税、これは45ページに出てきますけれども、これは億単位の返還が必要かもしれないというような話をしていたように記憶しています。だけれども、45ページでは、減額が13万7,000円だけなのなのですが、今後返還額が出てくる可能性があるということなのでしょうか。決算の質疑との関係でどうなのかということなんですが。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

震災復興特別交付税なんですが、これは算定する時期が2回ございます。一つは9月、もう一つが3月、2つの時期に算定がされるわけですが、最終の3月の算定の際に実際その事業の進捗状況なんかに合わせて、前年度終わっているもの、その分の精算などが行われますので、それをちょっと見ないと何とも言えないのですが、ただいずれこの時点で精算額が幾らなのかと把握できませんので、その分は減額するとかなかなか現実的な話ではありませんし、やはり最終交付である3月の部分での算定を見た上でないとなかなか金額のほう、予算上動かすことも難しいのかなというふうに思っております。

いずれにしても、現実のところではどのくらいの事業が実際終わって精算に入るのかということまでは把握できませんので、今年度中でも震災復興特別交付税、最終的に補正として大きく減額するのかどうかということ、現時点ではまだまだ把握がしづらい部分ではあります。

○藤原委員

強い関心を持って見ていますので、よろしくお願いします。

○深谷委員

さっき聞き忘れた、55ページの市街地整備土地区画整理事業債で、説明のときに減額になったのは疑義があったということ、疑義というのはどういう理由だったのかがよくわからないので、教えてください。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

こちらの土地区画整理事業、これは単独事業分ということで事業を組んでいたのですが、やはりその適債性、起債発行の対象になる経費かどうなのかということ、非常に微妙なところがあったのですが、当初予算の段階で財源的に非常に苦しいという部分もありましたので、できるだけその財源を集める努力をしようということで、地方債を充てるということで当初予算を組んでおりました。ただやはり事業内容のほう、いろいろと細かく突き詰めていきますと、起債を発行する要件に合致しないような工事であったりとか、経費なんかは大分含まれていたということがあります。全部が全部起債の対象にならないというわけではなかったのですが、そういった対象から外れていくものを除いていきますと、すごく少額になってしまったというのが実際としてあります。

この単独事業に充てる起債なんですけれども、充当率が75%でこれは後の元利償還金に対するの交付税措置が全くない資金手当と言われるものになりますので、少額に随分小さくなってしまったのだとすれば、単なる借金だということもありますので、それであれば今回財源として起債を発行しないで、一般財源で賄っていてもいいんだらうなというふうに考えて、このように判断をさせていただきました。

○深谷委員

この部分に関しては、一般財源を充てるということなんですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○柴田管財課長

先ほど竹谷委員の御質問に対して数字でお答えしたのですが、一部誤りがありましたので、この場で訂正させていただきたいと思えます。

団体の数が4件、個人数が18件とお答えしておりますが、個人のほうを19件に訂正させていただきたいと思えます。金額においては訂正ございません。大変申し訳ございませんでした。

○森委員

資料1の61ページの私立保育所保育士……。

○佐藤委員長

歳出です。歳入の質疑をしております。

ございませんか。雨森さんはいいんですか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

● 歳出質疑

○佐藤委員長

それでは、引き続き歳出の質疑を行います。昌浦委員。

○昌浦委員

資料1の69ページ、生涯学習課で図書館移転事業ということで先ほど御説明ありました。東京へコンサルタントとの打ち合わせで2名4回分、57万円でございます。これ、まずもって2名で4回分で57万円、この積算根拠はどのようになっておりますか。

○武者生涯学習課長

東京都内に1回当たり2万7,300円掛ける4回の2名分になります。

○昌浦委員

2万7,000円、そうしますとこれには宿泊料金等々は含まれていない、ずばりの金額の57万円ということで承知していいですね。

○武者生涯学習課長

日帰り旅費になっております。

○昌浦委員

わかりました。

さて、コンサルタントの打ち合わせ、このコンサルタントはどのような会社のお名前なんでしょう。それとどういう打ち合わせを想定していらっしゃるのか、御回答いただきたい。

○武者生涯学習課長

これは、皆さんに御説明したとおり、図書館移転計画を早期に10月中くらいに進めていかなくならないというときに、もしかしたら過程の中で時間的に急を要するような要件があったりする場合のために、ある程度とってありますけれども、内容につきましては、新図書館については駅前の再開発ビルの中に入居することになっています。このコンサルタントについては、駅前再開発の設計コンサルタントということになっておりますので、市街地整備のコンサルタントです。その設計コンサルタント、RIAという会社なんですけれども、そちらとの打ち合わせの中で器の中に我々の図書館分の入居するやつの細かい詰め設計の打ち合わせをしに行くと。また場合によっては、もう一つ入るCCC、ツタヤ書店が入る際の共用部分とか、例えば入り口とか、そういう部分のこまごまとした打ち合わせがもしかするとあるかもしれないということで取ってある旅費でございます。

○昌浦委員

わかりました。今ね、いみじくも生涯学習課長、ぼろっと言ったんですね、ツタヤ図書館と。その件で9月18日に私どもの家というか、各議員さんの家にこの封書が届いているのですよ。これ、ここに関係するから質問させていただきたいのです。

まずもって、今年8月27日に文教厚生常任委員会が開催されまして、6人の委員さんたちはおわかりでしょうけれども、理事者側、そして文教厚生常任委員会以外の議員の方はわからないので、先ほど簡潔にということなんですけれども、ちょっとだけ前置きさせてもらおうと、この8月27日の文教厚生常任委員会に資料として出していただいた復命書がございます。これは、平成25年7月25日木曜日から26日金曜日、用務先は佐賀県武雄市図書館、用務の内容は図書館の概要、運営に関する視察、出席者は図書館の丸山館長、生涯学習課吉田主幹、佐々木主事さんということで、復命は館長の丸山さんが復命をした復命書を出していただいておって、それについていろいろと質疑を私どももさせていただきました。

その中で、どうも当局側の説明では、26日の日は指定管理者から説明を受けると復命書に書いてあるんですけども、その説明の内容が一切書いていない。図書館長ははっきりと冒頭私の質問に対して、8月27日ですよ。CCCと名刺交換を含めて話をさせていただきましたと館長答弁しているのですけれども、復命書にはそのCCCの方の名前が記載されていませんでした。

そして、いろいろ私質問した中で、案内された館内の図書館長が答えています。構造的なこと、バックヤード、高架書庫、児童図書コーナーの取り方、DVDを置いていた場所についてというのを案内の中で聞いたと言っているのですけれども、それならば本来であれば26日金曜日に、例えば構造的なことはこう感想を持ったとか、バックヤードがこうだった、狭かった、広かった、便利だった等々含めて26日の説明よりも、26日の復命書には本来復命書には書いていなければならないことである。

私は、そのことや何かも申し上げました。本来ならこんにちからはからさようならまでが復命書に記載すべき内容ではないのかと。しかしながら、26日は館内を案内されただけとおつ

しゃったので、しかしながら、図書館長以外と素直なところがあるんだね。前日の行政側との話の中で、本来網羅しているの、館内を案内してもらった。私は復命すべきものは全部復命しているというようなことも実はこの8月27日の文教厚生常任委員会会議録、記録の中には彼は素直に言ってらっしゃることも書いてあります。

さて、ここからが本題です。復命書に書くべき要件が書いていないので、確認をとりました。図書館長、それから武者生涯学習課長、そして吉田生涯学習課主幹さんに。丸山館長は指定管理のことで私行ったわけではなくて、どういう状況かということを見てくるということで行っただけです。指定管理の方法とかそういうことをそこで打ち合わせをしたわけでは一切ないのです。そうなのかなということで、私再度質問したところ、ここでちゃんとやっているのだね、きちんと私の復命は復命として出していますので、それが復命だと思っていますがという答弁ございました。

それで、同行している吉田生涯学習課主幹に確認したところ、2日目の復命についてはほぼ前日の調査で網羅されているということなので、割愛させていただいている。このような内容になっていますと吉田さん答弁しております。

最後に、武者課長、次の日はCCCに御案内をお願いしたということなので、多少会話は交わしながらでしようけれども、館内を歩きながら案内してもらったというのが、ここからですよ、私が復命を受けたところです。という答弁をもらい、私は8月27日は、ええ、そうなのかなと疑問を持ちつつも質疑を締めくくりました。

9月18日、家に帰宅するとこの封書が届いておりました。不思議に思って開封したところ、最初のページには見覚えのある文言があって、すぐに8月27日の文教厚生常任委員会での資料である。そしてその資料の中の復命書の内容だと気づいたのです。

ページをめくっていくと、驚きのタイトルを見ました。復命書、これ出されたやつですけれども、武雄市との打ち合わせ、質疑応答と書いてあり、これで終わりです。以上となります。しかしながら、これの続きが出てきた。そのタイトルは何かと。CCCと今後の打ち合わせ、質疑応答。平成25年7月26日金曜午前9時半から11時30分、場所CCC武雄事務所にてと、タイトルに書いてある。7月26日は丸山図書館長、吉田生涯学習課主幹、同課佐藤主事のお三方は図書館を案内されていて、打ち合わせはしていないはずなのに、どういうわけか、武雄事務所、CCCの武雄事務所で。あとは議員さんたちもお読みになったでしょうけれども、29項目に関して質疑応答していますね。

その中の文章に、注目すべき点私見つけたのを一部だけ紹介しますわ。マスタースケジュール打ち合わせのタイトルの部分にCCCの議会関係担当キモト、図書館関係担当シイナ、人事関係担当サクラザワ、この御三名の方は図書館長が文教厚生常任委員会で最初の私の質問の冒頭で名刺を交換された方と思うのですよ。実は、質問の冒頭なんですけれども、丸山図書館長は正直に話をしようとしたのを、隣に座っていた武者さんが一度中断させているんですよ。ぼそぼそと何か話をしたなと記憶あるのですけれども、その後からですよ。急遽さっき言ったように、指定管理のことで私行ったというふうに急に言いかえた。始め名刺交換していると。

それで、疑問なんですけれども、私はこの送られてきた資料というのは本物だと思っていますよ。余りにも具体的過ぎるもん。それで聞きたいのですけれども、武者課長、それから生涯学習課長ね、それから吉田同課主幹、丸山館長の3名は、文教厚生常任委員会の席上6人の委員に対して資料要求の復命書も半分だけ出して、26日はCCCと打ち合わせをしていたにもかかわらず、武雄市図書館を案内してもらっただけという答弁をしているのは、これ不可解でしょうがないし、おかしいと思うよ、私。

まずもって、8月27日の文教厚生常任委員会に出席して、この場にも御出席されている副教育長、今の私の質問に対して何かコメントあるなら、おっしゃってください。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

8月27日の文教厚生委員会のおきに出した復命書ということで、そのとき出したのが7月25日のものと、26日については生涯学習課長のほうから御説明したとおり、館内をCCC側のほう、指定管理者側のほうから案内してもらいながら館内の状況を施設設備等を聞いたということで、話を聞いております。

○昌浦委員

要は、副教育長はそういう話であり、それが正しいと認めての今の回答ですよ。正直言ってこの文章、私はこれはわざわざタイミングよく私のところに送られてきて、内容もでっち上げじゃないですよ。その場にいた人でないと当然書けない文言が連なっている。でも、いわば文教厚生常任委員会に出てきた25日、これだけであって26日は話をしていない。しかしながら、さっき言ったように資料の中には出てきているのですね。

じゃあ、逆に聞きましょう。武者生涯学習課長さん、館内を歩きながら案内をもらったというのですけれども、それは図書館長とかそれからおたくの課のお二人の復命のとおりだと思いませんか。

○武者生涯学習課長

まずもって、説明させていただきたいと思います。

その文書については、昌浦委員のおっしゃるとおり、例えば信憑性のあるものであるというふうに判断されたものは間違いないということで、基本的にはこれはうちのほうで作成したものでございます。ただし、それは復命書に通し番号にはなっておりますけれども、後半部分については復命書にはつけておらないものです。

その理由につきましては、文教厚生常任委員会8月27日には確かに、この後の、この復命書後の何かやりとりについての要求と、何かあったかという要求が昌浦委員からございましたが、そのときは午後の行動につきましては、まずCCCの職員に館内を案内されたと同時に、CCCの担当職員から図書館長及び生涯学習の社会教育係長が本市の図書館移転計画の策定過程で役立つものと判断しまして、そこにあるやりとりについて個人的に質問、あちらからの聞き取りによって作成したものでございます。

これにつきましては、その段階ではこれは公的なものとして決まったことでも何でもないし、あらゆる選択肢、あらゆる可能性の中から聞き取りをして、将来的な計画のときに何かに役に立つ可能性もあるということで、個人的に作成したもので、このことから個人的な作成については公文書の定義に当てはまらないために、2日目の復命書からは削除しておいたということでございます。以上です。

○昌浦委員

はっきり言いまして、それは詭弁じゃないの、あなた。いいんですか、そういうこと言って。後学のためにつくったのは、26日の9時半からだよ。わかりますか、私言わんとしていること。それじゃあやっぱりこれはあなたそんなこと言って、参考のためにおつくりになった云々と言っているけれども、違うんでしょう。実際は、CCC武雄事務所で29項目だったかな、やりとりやっているのじゃないですか。これ、何ならコピーしてお渡しますか。私うそ言っていないよ。書いてあるもん、ここに。ということは、やっぱり行

って打ち合わせしているのですよ。それをあなたは後学のために後でつくった、だって日付と時間がそういう時間帯じゃないですか。

じゃあ、逆に質問します。あなたは復命を受けているのだから。御三方は、武雄をいつ市内を出たのかな。出張に行って、武雄を離れた、電車で行ったものなのか何かわからない、車で行ったのかわからないけれども、それは何時なんでしょうか。ここにどう考えたって、1泊2日で行って、武雄に行って、前日は行政側から受けて、午後は復命書には指定管理者から説明を受けると明確に書いてある。それで、届いた資料の中には25年7月26日金曜午前9時半から11時30分、CCC武雄事務所にてと書いてあって、ずらっと当事者でなければ言われないような質問項目が羅列されているのですよ。まだ、あなた、後でつくった云々、復命書には添付していなかったとおっしゃるのですか。

○武者生涯学習課長

私後でつくったとは全然言っておりません。ただ、そのときに基本的には後々役に立つものであるかもしれないということで質問したと。あと、あちらのほうからも基本的には我々も武雄に出張に行っているわけですから、武雄の取り組みについてとか、それぞれの担当、武雄の担当した会社の担当職員からこういうようなスケジュールでやっていったという、大体のスケジュール的なものの説明あったと聞いております。

武雄を出たのは、午後から出たということを知っています。

○昌浦委員

本来は、いいですか、市の職員のそれも幹部にも聞きましたよ。復命書はどういうふうを書くんだい、あんたと。帰途についた分は書かないよ、でもね、図書館を何時何分に出た、そこまでは書くの。そして、そこでのやりとりというのはある程度詳細に皆書くんですよ。これ基本じゃないですか。少ない経験だけれども私も18年間皆様方と同じ立場にいらしていただいたけれども、復命書の書き方はそんなに変わっていない。そんな、悪いですけども、午後までの空白の午前中が生じるなんていうことはあり得ない。これは私確信を持って言えますよ。さっき言ったじゃないですか、私。こんにちはからさようならまでは書くんだよと。

ですから、あなたが言うような午前中にCCCと今後の打ち合わせで質疑応答をやっているのですよ。散々違う違うとおっしゃるけれども。明々白々なのでないですか、この内容を見て。あまつさえマスタースケジュールなんていうのまでついてきていますよ。どうなんですか、正直言って復命書、文教厚生常任委員会からお願いされたとき、半分こして出しませんか。あなた、これは正しいのだとおっしゃったじゃないですか。CCCとの今後の打ち合わせのこの部分、いわば写しなので判こ押して出しているけれども、鏡に明白な事実が書いてあるのですよ。指定管理者から説明を受けるになっているのだから。そして、CCCの武雄事務所で説明を受けた。これがこう考えるのが妥当ですよ。後から参考のためどうのこうのじゃない。お認めになりませんか。ちょっと待って、議会の資料請求に対して半分こだけ出しているという感じしませんか。

それから、あなた、このことを打ち合わせしていない、館内案内だと言っているけれども、ならば26日さっき言ったように案内されたところの箇所や何かを26日の復命書に何で書かないんだと、あなたは注意すべき立場じゃないですか。いみじくも私に答えたよ。それが私受けていた復命だと。あのときこの議事録には私の発言の部分が抜けているんですよ。私が上司だったらなぜそういう復命をするのだと。26日の午前中を書きなさいと、上司として注意するのが本当だと私は思いますよ。どうですか。

○武者生涯学習課長

捉え方はいろいろあると思うんですけども、断じて途中から半分こにした復命書ではございません。それは、あくまでも個人的に保管したものでございます。

あと、もう一つは復命書と認めるか、認めないかという部分だと思います。後の部分と言われる部分につきましては、基本的には私はそれを復命にしたときに、やってきた、聞き取りしたことは事実でございます。作成したのも事実です。ただ、それが一人歩きしてしまって、それが後々の計画の前相談としてとられたときに、かなり我々の計画に対して不利益なところもあるんじゃないかということで、それは公開条例にあるとおり、公文書と計画過程で不利益を生じるものというふうに判断したものですから、それは復命書につけずに中身だけ拝見したというような形です。

○昌浦委員

要は、認めたんだ。そうですね。なぜかと今の答弁で明白じゃないですか。要は、議会側に全てのものを出すと、今生涯学習課長がおっしゃったような悪い捉え方をする人も出てくるだろうと。だから、これは内緒にしていたほうがいいと。そういうことでしょうか。

私は、これ、よくあなた方は議会と市長部局は、というか行政は車の両輪だとおっしゃるよね。でも、議会に対して本当の資料とか何か出さない、重大な信頼関係を裏切るような行為じゃないですか。お互い同じ資料をもって議論進めるべきなんですよ。それで、資料請求には全てのものを出して、その土台の上で議論していくというのが民主主義のルールじゃないのかな。それを今あなたはみじくも隠しましたと言わんばかりのことをしちゃったんだよ。

そして、これは後からこういうのが来て初めて、え、となった。ということは、なおずるい、卑怯だと私は思いましたよ。なぜなら私が質問したことに対して、明白に答えていない。そのかわりこういうのが来て、今答弁したら、いやこれは後でうまくない。知らせたらちょっとまずいことになるかもとそう判断したから出さなかった。あなた立派です。これは、本物だと認めたんだから。これすら違うのだと言い張るのかなと思ったら、それはあなた認めたよね。認めたということは、もうそこまで言ったんだっつたらはっきり言って午前中は打ち合わせしたんでしょう。そこのところはっきりしてください。

○武者生涯学習課長

先ほども言いましたけれども、打ち合わせいたしました。そこで、事前に聞きたいことをちゃんとある程度頭の中で考えては行ったと思います。あちらからも説明を受けました。それを後々、後学のために計画の何らかのところに役に立つものと判断して、作成した。ですけれども、復命書につける部分では、本来これは当該計画の可能性とか、選択肢を探る上では、ある程度資料にはなるけれども、それが一人歩きしてそれを公開することで本事業はまだ計画が全然決定しない中で、意思形成に重大な支障が生じるというふうに判断したものですから、これは本来の復命書からすっかり決まったことじゃないので、これはつけるべきじゃないというふうに判断させてもらったところです。

○昌浦委員

わかりました。そういう御判断でいわば資料をつけなかったということでしょうか、簡単に言えばね。議会の請求に対して。でも、情報公開、情報公開とかっこいいことを言っていて、自分らの都合のいいところは隠し持っていて、全てをさらけ出さないようなのってどんなものですか。あんた、手を挙げるな、しゃべっている途中だよ。

それで、これを認めたということは、これを読むともうあたかも CCC に指定管理者制度というのかな、指定管理者をもう任すみたいない感じではばんばん打ち合わせしているじゃないですか。出せないね、これじゃ。みんなにびっくりされるもの、なぜならばあなたはいろいろ文教厚生常任委員会の中でもおっしゃっていたし、副教育長、あなたも答えたよね。指定管理者制度にするのか、あるいは直営でやるのか、まだ判断中でございます。まだ決めていません。でもこれ見て、あたかも CCC ありきで進んでいるんじゃないですか。それ俺聞いたよ。文教厚生常任委員会でもあたかも CCC ありきで進んでいませんかねと言ったら、生涯学習課長あなたはそんなことはありませんと。生涯学習課長さんは行かれていないけれども、いわゆる図書館の館長ですよ、当事者ですよ。

それから、あと生涯学習課の吉田主幹さん、それから佐々木主事さんという方は文教厚生常任委員会でも言いましたけれども、この方は初め生涯学習課にいらっしやっただけでも、司書の資格をお持ちだから、昨年度までは図書館にいらっしやっただけ、この4月1日に生涯学習課に戻られた方ですよ。図書館の現場も行政側のこともみんなおわかりの方ですよ、この方。この御三方が行っていて、CCC との今後の打ち合わせ、質疑応答をやっている。これだけでも、生涯学習課長さんに聞くとうまくないから、副教育長さん、あなたにお聞きしますよ、どうなんでしょうね。議会に対してちょっと隠して事を進めていたとお思いですか。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

その図書館の移転の関係と、図書館の今後の運営をどのようにしていくかについては、これまで議会等にお話ししてきましたとおり、まだ教育委員会の中では検討中ということでございます。

図書館の移転計画、それから図書館の現在ある基本計画の見直しを進める中で、最適な方法を見つけていきたいというのが一つの考え方でございますので、それについては変わっているものではございません。

あと先ほど来、生涯学習課長のほうからも御説明申し上げておりますけれども、決して議会に対して隠したとかという、そういうことではなくて、状況を踏まえて復命書とその資料等がございませぬけれども、復命書については議会のほうにお出しをして、その他の資料についてはこれはちょっとまだ出す段階ではないということで、出さなかったということでございます。

○昌浦委員

要は、復命書は復命書、資料は資料なんだと言うのですけれども、きょうここで質問させてもらって、収穫だったのはこの CCC と今後の打ち合わせ、質疑応答の内容は、これは本物だと。担当者である生涯学習課長さんが認めたと、ここまでは成果だと私は思っています。しかしながら、今いみじくもわかりましたよ。情報公開です、透明性を高めます、そうおっしゃっていても、陰でちゃんと外堀も内堀も埋めておいて、いきなりどんとこういう結果になりましたというふうにお出しになるつもりだったということもとられるような結果になったということがわかりました。

教育長さん、どうなんですか。要は我々に公開もせず、ある程度もう事を進めていて、はい、これが議案書でございますというふうにお出しになる予定だったんでしょか、そこだけちょっと質問したいのですけれども。

○菊地教育長

今回の課長名の出張命令というふうなことで、復命書については非常に誤解を招くようなところだったなというふうに思います。

そもそも、教育委員会としては何も武雄だけでなく多くの図書施設を視察してというふうな考え方でおります。当然今回予算計上しております社会教育委員会、図書館協議会等々についても、そこだけに限ったのではなくて広く情報収集しようというふうなところがあります。

その中で、今回は武雄に行ったというふうなことでございますが、隠して事を進めようなどというふうなことはあり得ないわけです。手続も当然踏まなくてはならないし、ただ、非常に誤解を招いたというようなことでございますが、いわゆる多くのそういうふうな施設から情報を収集して、そしてどういう、今の場合は市長がいわゆる官民一体の施設をつくるというふうな方向が決まっておりますので、そういうふうな中で該当する方と会って、どんな施設が図書館の私ら教育委員会としてはあったらいいのか、子供たちの立場を考えながら。そういうふうな中での情報収集というふうなものでございまして、それを隠して未永い、すばらしい図書館がそんな状況でつくられるということは、あり得ないわけでありますので、今後各3協議会、委員会ありますので、いろんな情報を収集した中でよりよい施設の形、運営の形を進めていきたいというふうなことで、文教の正式な委員会の中でのやりとりの中で、誤解を招くようなことがあったというふうなこと、私はそういうふうなことについては、多様な資料を収集しておりますよというふうな話は聞いておりますが、全く議会を無視するような運営などはとてもあり得ないわけでありますので、その辺のところ御理解を賜りたいなというふうに思います。以上です。

○佐藤委員長

休憩します、10分休憩します。再開2時10分です。

午後1時58分 休憩

午後2時08分 開議

○佐藤委員長

それではおそろいですので、再開いたします。昌浦委員。

○昌浦委員

教育長さんの立場からすれば、非常に今の回答に尽きるのではないかと思うのですが、しかしながら、ちょっと私聞いていて半分は感心したけれども、半分はあれというところあったのですよ。

情報収集するのはいいですよ。でもね、やっぱり集めた、収集した資料というものもやはり議会に対して公開していくというのも、教育長さん、これからはお考えになってくださいよ。そうでないと、貴重な時間を費やしてこういうことにこれが本物か、偽物かみたいなことで時間を潰した、設定いただいたような格好になるんですよ、これはいかがなものでしょうかね。

やはり、これからは開かれた市政というものをお考えになれば、市教委も同じで、やはりいろんな情報収集したらどんどん議会にも情報収集した資料をお出しいただきたい。そうでないとこういうそごを来すんですね。痛くない腹を探ってみたような、私も回答をしたような格好になった。これはお互いに口スになるのではないかと思うので、その辺非常

にこれから教育長さんの強力な御指導のもと、補佐をする副教育長さん含めて、やっぱり開かれた市教委を目指していただきたいと思いますので、お願いします。

それでは、CCCね、いろいろ頑張っていらっしゃるの散見させていただいたんだけど、多賀城駅再開発に関するアンケートと図書館利用に関するアンケート、これ恐らくは関係部署2カ所かなで、アンケートをとられたと思うんですけども、これまずそだな、駅前再開発がどこの担当でこの図書館利用に関するアンケートはどこの担当で調査をしたのかどうか、御回答をいただきたい。

○根元市街地整備課長

去る7月11日のカルチャーコンビニエンスクラブとの連携協定の締結の中で、図書館を中核に置いた多賀城市の文化交流拠点づくりに提案をいただくということで、建設部の市街地整備課が担当として行っております。

○昌浦委員

じゃあ、両方そうですね。私図書館利用に関するアンケートというのは、市教委の担当でやっているのかと思ったのですが、御回答ないということは、市街地整備課だったかな、そちらで両方アンケートをとったということで承知していいのですね。

○根元市街地整備課長

あくまでも今回の調査につきましては、多賀城駅周辺におけます総合的なまちづくりという大きいスパンの中での企画提案をお願いしたということでございます。

○昌浦委員

じゃあ、課長にお聞きします。ころは9月1日、非常に暑いね。あなたがアンケート調査員として街頭に出る場合、あなたはどのような服装をされてアンケート調査をとられますか。

○根元市街地整備課長

委員のほうから暑いというお話を頂戴していますが、暑くても当然のことながら調査員としてふさわしい格好をするのだろうなというふうに思います。（「具体的に」の声あり）今のような。

○昌浦委員

そうですね。調査に赴く、従事する人だったら相手に失礼のないような格好で、今具体的にという私の問いかけに対して、課長は今いらっしゃる通り、半袖シャツにズボンですね、服装は。

さて、9月1日の午後3時を過ぎたときです。多賀城駅前で私ちょっと用事があったので、用件を済ませた後、駅前に灰皿あって私喫煙者なものですから、灰皿じゃないな。たばこを吸うボックスがあった。吸い殻ボックスがあった。そこで、たばこを吸っておったところ、こういうことを言っちゃなんなんですけどもね、何十回も洗ったような白いTシャツにすね毛を出した、すね足ね、両方の。サンダル履きの兄ちゃん着たんですよ。お兄ちゃんね。

ちょっとよろしいですかと言うので、何でしょうかと言ったら、アンケートというのです。ううんと。よくよく見たら、調査業務従事者身分証明書第5、その人の名前も番号も

私覚えていますけれども、それはあえて言わないことにします。氏名が書いてあってその方のお名前が書いてあった。

次です。上記の者は多賀城市が業務委託を実施する調査業務従事者であることを証明する、平成 25 年 8 月 30 日発行、発行機関多賀城市長菊地健次郎さん、有効期間 25 年 8 月 30 日から至 25 年 10 月 30 日まで、作業地域多賀城市内、作業の目的、中心市街地活性化に関する住民意向調査、発行機関の印、多賀城市。こういう証明書をぶら下げていたんですよ。

私はびっくりしたね。暑いから今海の家あんまりやっていないのだけれども、この辺ね。海の家でかき氷食べているようなお兄ちゃん来たんですよ。そしたら調査員だと。目光らせて見てみたら、多賀城市長の判こ押してあって、調査員なんだ。驚きましたね。内容もすごかったけれどもね。図書館利用に関するアンケート、今の図書館 9 時から 5 時までなんだけれども、不便感じてませんかと質問してきた。私の前に質問していたのを見ていたんですよ。あなたはどちらの職員さんでいらっしゃいますかと聞いたら、CCC だって。すごいね。私はあきれた。調査員たる者が町の中の、町というよりも海辺あたりをふらふら歩いているような格好ですよ。これが CCC の職員だとお名乗りになったから、僕はびっくり、言わない、ちょっと方言を出すところだった。びっくりしました。

当然、身分証明書を発行されているのですから、ある程度失礼のないような服装だよねと課長おっしゃったのかな、それともそのくらいのことは当然礼を失わないような格好で、複数なんだよね、数字が。番号言わないから。私見たのは 1 より上の数字だから。その人の番号は、ということは、おそらく従事者が 1 人ではないと思うのですよ。どうなんですか。その辺あたりまで打ち合わせしないで、当然そんなことは失礼のない格好で調査するものだというふうに善意の課長さんだったの、それともやっぱりこういうのはまずいから、ちゃんとその辺は頼むねと念を押されたのか。

○根元市街地整備課長

多賀城市が市職員が調査をしているわけではありませんでしたけれども、御指摘のとおり多賀城市長の証明印がありますので、もうちょっとその辺配慮すればよかったなというふうに反省してございます。特に、調査の前にはそういった注意事項は確認することはしませんでした。

○昌浦委員

CCC さんが独自に調査なさるなら、どのような格好であろうと CCC のお好き、勝手ですよ。しかしながらだよ、あなた今多賀城市職員でないからおっしゃったけれども、多賀城市長菊地健次郎さんと名前を書いて、市長印押しているんだよ。今の答弁は、あなたね、議会を愚弄するどころか、市民をばかにしているような話だよ、あんた。

勝手に市長印押しているわけないでしょう。ということは、かりそめにも多賀城市の委託を受けてやっているのだったら、きちんとそれなりの格好だし、それなりのことをあなたには注意すべきなんですよ。自分で言うのも変だけれども、さっきも言ったよ。海の家でかき氷食べているような格好だよ。それに対してコメントどうぞ。

○根元市街地整備課長

委員の御指摘を受けまして、早速班長としてやっている者に今来ていただいて、その辺の注意をしたところですよ。翌日からはきちんとその辺改めましたので、今後とも気をつけてまいりたいというふうに思います。

○昌浦委員

確かに行きましたよ、私。余りにもひど過ぎるから。このままにしておけないと思ったのです、私。申しわけないけれども、私もつたない経験で恐縮ですけども、皆様と何度も言って悪いけれどもきょう 2 回目言うのだけれども、そちら側のほうにいたんだよね、18 年。ひど過ぎた。あれアンケートとるような格好じゃないよ。

私が指摘してから呼んだ。それも配慮がなさ過ぎる。アンケート調査をとられた市民のほうに今のあなたのような格好で汗ふきふき答えていました。まだ 20 代のお兄さん。アンケートとるほうが涼やかな顔で、そりゃ涼やかだわ。軽装もいいところだもの。

そういうのは、仮にも調査業務従事者身分証明書を発行しているのですから、調査というのはこういうものであるから、こうやってくれとなぜ言わなかったのか。

それから、それをやらないまでも、それくらいの格好をするもんだというふうに、CCC の人たちは考えなかったのかな。すごい残念。

何を言いたいのか、最後に言うておきます。これほかの理事さんたちも聞いていてよ。身分証明書を発行して多賀城市長印を押すという重さ、このことだけは肝に銘じてくださいよ。がっかりした、はっきり言って、9 月 1 日は。

私申し上げているのね、うそじゃない証拠 1 つ上げておきます。私の後に佐藤恵子さんお会いしているから、その方に。だから、私が言っていることがうそっぱちかどうかというのは、佐藤さんも見ているからわかるよ。

この辺でどうでしょう、市長印を預かる身の方が今後のこのアンケートに対してのコメントなどいただければ終わりたいと思うのですけれども、御答弁いただけますか。

○内海総務部長

いろいろお話を聞いておりましたけれども、基本的な形なりなんなりと、事前にやはりきちんと指示をしてそのような形で適切に業務が執行されるというふうな形が極めて望ましいというふうに思いますので、今後市長印を預かる担当の部長としましても、その辺のところを各部課長に対して徹底をさせてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○雨森委員

1 点だけお尋ねいたします。

資料の 1 の 65 ページ、一番下の欄ですが、交通防災の、震災の件の中で、防災減災手帳作成事業として、補正で 1,079 万 6,000 円ですか、ということが説明されました。その中でちょっとお尋ねいたします。

この手帳を私は以前からできれば市長さんに、以前発行されました多賀城の震災の記録紙を全家庭に配布していただければということをお願いしておったんですけども、いやいややそうでないんだと、今度全家庭に防災手帳をつくるから、それを家庭に配布するというお答えがございました。非常に興味があるので実は担当課に行きまして、どのようなものがつくるのかとお尋ねしましたところ、ちょっとこれコピーさせていただいたんですけども、中身はわかりません。このような手帳であると。大きさはこれですね。この手帳を発行するのだというようなお話、これはあくまでもコピーです。

できれば、中の1ページぐらいどういうものかお願いしたいなということで、項目載っているところだけコピーさせていただきました。まことにあって文字も立派でございます。まず最初にお尋ねいたします。この手帳を何歳ぐらいの市民の方を対象にしておつくりになったのか。そこからお尋ねいたします。

○角田交通防災課長

高校生以上を考えてございます。

○雨森委員

高校生以上ということは、もちろん高齢者、60歳70歳できれば80歳の方々の市民、多賀城には8月末ですか、所帯数が2万5,076ですか、というふうに報告を受けているのですが、やはりお年寄りの方々にもこの減災防災手帳を見ていただいて、少しでも死者の数を減らすとか、被災者の数を減らすという目的のために発行されておると思うのですけれども、そういうふうに理解していいですか。

○角田交通防災課長

そのとおりでございます。

○雨森委員

私事で申しわけないのだけれども、この文字、これ読めるという人もいるでしょうし、これを例えば高齢者の方々が理解して読める方というのは、%65歳以上何人いるでしょうね。私が言うのは、なぜこういう配布されてもなかなか見づらいようなものをどうして1,000万円以上のお金を出して、おつくりになるのか。やっぱり見ていただいて理解のできる見やすいものでないと、なかなか価値の問題で誰か意味がないとおっしゃった方があった、名前言わないですけれども、こういう意味ないんだと。読まないだろうという方いました。名前は言いません。そういうふうにとられて仕方ないんじゃないかと思うんですけども、課長どうですか、読めますか。私全然見えません、はっきり申し上げて。

だから、つくればいいというものじゃないと思うのだけれども、どうなんですかね。

○角田交通防災課長

文字が小さいというのは、手帳サイズになれば文字もある程度小さくならざるを得ないので、そういう視点で見られればそうかもしれませんけれども、私たち全世帯に渡している防災関係のものと申しますと、広域避難場所地図だったり、洪水ハザードマップ等あって、この手帳は初めて新たに考えて案を提示しているわけでございますけれども、とにかく災害の際、防災グッズの入っているようなリュックサックに入る程度のものとなると、こういうものなのかなというふうなことで考えてみました。

○雨森委員

今おっしゃるように、多賀城で188名の方々がとうとい命が亡くなっているのですよね。その半数以上が高齢者だと理解しておるのですが、間違いはないですかね。

○角田交通防災課長

概ねそのとおりだと思います。

○雨森委員

ならば、高齢者の方々の中にも目のいい方もいらっしゃいます。でも、年取ればある程度の視力も衰えます。これを生かすために、全世帯へ配る、それはまことに結構なんですが、やはりいかに生かすかということ、仏つくってまなこ入れず、と中身が薄いんだわね、はっきり言うとな。何のためにこのものを配布するのか、よりよく理解していただくのか、そしてそういうものをしっかりと今まで何回も委員さんから話がでていたけれども、なぜこういうものまだ作成するんだろう。意味がよくわからないんだけど、はっきり申し上げて。これページ数 151 ページだとおっしゃったね。150 ぐらいあるんだね。150 ページの A4 よりも小さいような文字だよ、これね。これ読めないよ。恐らく議員さんも手帳がいくと思いますよ。これつくりかえる考えはございませんか。課長だけでは、ちょっと、総務部長さん。

○内海総務部長

まだ現物が手がないので、なかなか具体的な話はできないわけですが、読み物ではありません。はっきり申し上げまして。ですから、これを使って例えば家族で自分たち、家族の防災について話し合ってくださいませと、その一つは材料に使っていただきたい。それから、地域の中でやはり共通の持ち物をもってきて、そこでどうしたらいいか、そういったものを話し合ってくださいと、そういったような活用の仕方をしていこうと。

それから、中身の構成ですけれどもイラストをふんだんに使って、いわゆるビジュアルに理解ができるようにしているというふうなこともありますので、これは決して無駄なものにならないように、我々としても地域の防災訓練であったり、あるいは家族で防災について話し合ってくださいと、そういったものを今後しっかりと皆さんのところに広めていって、一人でも災害の犠牲者が減らせるように取り組んでまいりたいと、このように思っています。

○雨森委員

今総務部長のおっしゃることは、まことにそのとおりです。だから、家に家族でみんなが、子供からおじいちゃん、おばあちゃんに至るまでこういった資料を見ながら、家族団らん、そしていつ、再度来るかもわからない震災、それから天災いっぱいあります。ハリケーンもありますし、いっぱいありますよ、そういった津波だけじゃなしに総合的なものを捉えてみんながわかりやすい、見やすい、イラストといってもこんだけの面積のところにはイラストいっぱい書いてあったら、文字が入らないですよ。どこにイラスト入れるのですか。本当にちっちゃい字で被災者の声と、どうにもならない字で書いてある。字じゃないですよ。こういうのが私 1,000 万円もお金かけてもったいないと。どうしてこういう無駄とは言わないけれどもそういうふうにお金をお使いになるんだと。ならば、逆に言うと、一般質問で言いますが、今は言いませんけれども、市長さん、これ私会ったけれどもあんまり意味がないんじゃないの、これ、読まない、読めない。読みにくい。

だから、つくるのならもう少し子供たちでも理解できるようなものを、そしておじいちゃん、おばあちゃんも見られるようなものをおつくりになったほうが、私はお金が生きるのじゃないかと、そして震災、減災につながるんじゃないかとそう思うのですよ。議員の皆さん方にもできてから配るんですよ。もう既にできちゃっている。

それから、一つ申し上げますけれども、多賀城というのは、河北さんの記事から、新聞から何か出たことなのですが、平成 23 年 5 月 13 日ですか、河北新報記事事情の中で、多賀城市は都市型の津波ということを上げられております。これは、フジテレビでも東京から発信されたテレビでも放送されましたけれども、ほかの自治体と違った津波の光景なぜ

か、ビルとか建物の間から突然波が押し寄せてくるというのですね。これは、外の自治体にはないようでございます。

こういったことが今度、南海トラフで起きるんじゃないかということを想定しながら、全国放送されたことを記憶しております。そういった問題も十二分に手帳の中に取り上げながら、よその自治体と違った角度から震災、減災を捉えていくというような手帳内容がつけられているかどうか、これは私はまだ見てませんからわかりませんが、課長どうですか、そういったことは十二分に手帳の半分以上、ただ全国的なマニュアルでは多賀城は通用しないのですよ。いかがですか、課長。

○角田交通防災課長

今の案としては、約 150 ページなんですけれども、序章から始まりまして、1 章から 6 章の本章になるわけなんですけれども、5 章まではやはり全国共通、日本であればどこでも災害について防災、減災になるようなことを記載して、最後の 6 章は多賀城のオリジナルになるようなページを考えていきたいというふうに思います。ちょっとページ数、ここで何ページぐらいとは申せないのなんですけれども、とにかく独自色を出して、しかも 5 年、10 年たてば、考え方も変わってくるかもしれないので、別冊にして 6 章オリジナルの部分は、すっかり全部とじ込むのじゃなくて、別冊にして差しかえのきくようなものを考えていきたいと思っています。

○雨森委員

くどくど申し上げてもなかなか理解していただけない、やらないための理由ばかり議するんだね。そうじゃなしに、やはりまだ完成していなければどういったものをより一歩前進して、とにかく皆さんに見ていただかなかつたら本のあれがないのですよ、はっきり申し上げて、そうでしょう。ただ配った、配った、配布した。リュックサックに背負ってどこに行くですか。どうも理解できない。それよりもまず家庭のテーブルの上でみんなが理解し合う、リュックサックお年寄りも背負ってどこに行くんですかね。

その辺がずれているのか、私がずれているのか、ようわからんだけれども、どうも感覚が違うんだよな。それまでにしっかりと見ながら、理解しながら、そしてこの手帳が生かされれば十分だと思うんだよな、そう思うよ。私だったらわかりません。だから、自分の目線で、感覚でものを取り上げるのじゃなしに、できれば被災された方の半数以上はお年寄りなんです。そういった方々に見やすく、理解しやすく、そして自分が年齢が幾つで薬はどれを使っているとか、そういったものもリュックに入れていくとかいうようなことがきめ細かくしてあると思うのですけれども、そういうものを重点的にしないと、全国的なもので 5 章入れたって、南海トラフの地震の問題で 5 項目入れたって多賀城関係ないですからね。まず半分は多賀城でやってくださいよ。東京の地震とか、そんなことは関係ない。そうでしょう。多賀城の方々がいかに減災で震災耐えられるか、それが大きい東日本の全体図になってくるんです。そうでないでしょうか。最後にもう一度お尋ねします。

○角田交通防災課長

先ほど申しました 1 章から 5 章につきましては、時系列で 1 章の場合は発災してから 10 時間後、2 章は 10 時間から 4 日後、ということで時系列につくることに考えてございます。

内容につきましては連携協力の締結をしております東北大学災害科学国際研究所に監修をしていただいて、よりよいものをつくりたいというふうに考えております。

○雨森委員

ありがとうございました。それで、できあがったものを配布じゃなしに、何遍お話ししてももう方針決まってしまうことなんですよ。大学の先生も学者もいいんです。でも、被災するのは多賀城市民なんですよ。課長、だからしっかりと私市長さんに申し上げたいけれども、今一番大事なときなんですよ。二度とこういうことが被災者とかそういう死者を少なくするんだということを信念を持って、減災に当たらないと、ただマニュアルで大学の先生もいいんです、関係機関もいいんです。それはそれとして、目線をぐっと下げて、多賀城は特に都市型環境の津波という、天災でもそうでしたけれども、そういうことを踏まえて多賀城独自のものを作成していくような心がけをしないと、実際この1,000万円もかけまして1人1冊350円かかりますよ、計算したら。大変ですよ。これからね。

それから、参考までに申し上げますけれども、ゲラできたときに議会に一遍出してもらえますか。これで製本するけれども、どうだろうと。つくってからだめですよ。つくる前にお出しになると。いやいや、そしてああいいなと言えばどんどん出していただければ。後からああだ、こうだとだめだ。こんな文字読めるか、行政の方見ていただきたい、読めないよ、これ。くどいようですが、ひとつそういったことも開かれた市政、しっかりと踏まえて取り組んでいただきたい。そしてとうとい1,000万円を1,000数十万円のお金を使っても市民がああよかったなと、なるほどわかったというような声が出るようなものをつくらないと、ただ配りました、リュックに入れてくださいでは意味が半減しちゃうと思うのです。

以上、そういうことでくどくど聞きまして、これで終わりますから、どうぞひとつよろしくお願いします。副市長さん、踏まえて目を通してください。ゲラ出しますか、出しますか。答え。

○内海総務部長

説明の中でもありましたように、みんなの防災手帳ということで、1章から5章の部分については、これは固定の部分でございます。全国共通で災害対応をしていきたいと思いますというふうな内容になっております。ただ、多賀城市独自の部分、要するに地域限定の部分については、差しかえが可能なような状況でつくっていかうということになっておりますので、その部分についてはこちらで修正可能ということになりますので、お出しすることについてはやぶさかでございます。

○雨森委員

ゲラ出さないということですか。ぜひ一遍やってみてくださいよ。いいなということであれば皆さん賛成するし、とにかく全国云々と言ってもなかなかお年寄りとか理解されにくい、全国だ、全国だといっても全国じゃないですよ。中央区でお願いします。全国のは全国でいいんだけど、それを3分の1にして多賀城の第6章ですか、多賀城のオリジナル、差しかえは結構、だけど多賀城の現状を踏まえて多賀城はこういう地形にありますよということで、理解していただけるようなものを出してこそ値打ちがあるんじゃないでしょうか。ゲラ出しますか、出さないのですか、部長それはどうですか。

○内海総務部長

先ほどの答えになりますけれども、多賀城市が手を加えられる部分についてはお出しできるというようなことでございます。

○雨森委員

わかりました。どうして多賀城市が手を出されないような手帳をつくるのですか。誰のためのなのか。多賀城の減災、そういうものを防ぐためにつくるのですよ。150ページも要らないんだ、逆に言えば。これ見る人いますか、150ページも。意味がないと言われたよ、誰か。

○内海総務部長

見もしないことを意味がないとどうやって言えるのでしょうか。これは、そもそも一般的な災害について、要するに津波とか地震だけじゃなくて、大雨災害であったりその他の災害に対しても、一般的に通用していくものとしてつくっていかうということでございます。したがって、つくって終わりということじゃなくて、これをみんなで活用して、一人一人が災害に対する備えをしっかりとっていきましょうと、そういったような趣旨でつくるものでございます。

したがって、いわゆる災害に対する備えというのは一般的な考え方でございます。ですから、それらを最低限守った上で、多賀城市のおっしゃるような、例えば都市型津波に対する対応であったり云々といったようなこともしっかりと対応していかうというふうなことでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○雨森委員

なかなかここまで出て言わないのだけれども、本心でおっしゃったかどうか分からないのだけれども、名前は今回伏せておきます。一般質問でやりますけれども。

家庭に配布しても意味がないと、価値がないとおっしゃった、名前は言いません。なぜとお尋ねしました。そしたら、市民は読まない。部長、市民は読まない。見ないだろう、一般質問のとき出しますからね。覚えていてください。配布の考えはないと、違ったか、これはまた別の問題ですね。そういうことがあります、見る人は見ます。だけれどもより見やすい、理解されやすいものをぜひお願いしたいということを希望いたしまして、終わります。以上。

○阿部委員

資料2の48ページ、大区画ほ場整備事業について説明がありましたが、ちょっと確認をさせていただきます。

48ページのところの事業費の負担率とありますけれども、負担率の受益者負担12.5%、国が50%で市が10%、県が27.5となっております、受益者12.5%とあります。この受益者というのは農家の皆さんと、このようによろしいですか。

○浦山農政課長

受益者イコールここでいう農家負担分でございますけれども、前に説明しましたとおり、農家負担分は今回市役所で負担しますよということで、これは原則的には農家負担分の12.5%ということでございます。農家負担分が12.5%ということでございます。市が負担します。

○阿部委員

実際には、右側の49ページを見ますと、市助成となっております、括弧して農家負担分となっておりますが、農家負担分ですけれども市が全額助成すると、こういう理解でよろしいですか。

○浦山農政課長

そのとおりでございます。

○阿部委員

わかりました。

続きまして、資料1の69ページ、社会教育費になりますけれども、その中で1点目が社会教育事業費の先ほど補正で、旅費の補正がありました。32万8,000円、これにつきましてはいつごろ、どちらに視察に行く旅費の補正なのか伺います。

○武者生涯学習課長

これは、社会教育委員10名が東京の千代田図書館と渋谷図書館の2つに行く予定です。

○阿部委員

2カ所の図書館につきましては、恐らく今回本市が図書館の移転計画があって、その移転計画に伴ってその2カ所が多賀城市でいいところを取り入れたいというふうな思いの目的から、2カ所行くと思えますけれども、どのような視点でその2カ所の図書館を選定されたのか、お伺いいたします。

○武者生涯学習課長

これは、どちらも都市型図書館だというのがまず1点です。郊外型じゃないということですね。あと、もう一つはどちらも特徴ありまして、千代田図書館のほうはこれはまるっきりの指定管理の図書館です。これは、指定管理のジョイントベンチャーで入っている図書館だということです。1社じゃなくて、何社か特にすぐれた自分たちの強みを合同し合っ

て引き受けているものだと。あと、渋谷図書館のほうは、これはまるっきりの直営です。直営でもすぐれた直営の管理方法をしているということと、あともう一つは原宿の若者のまちのすぐ近くにあって、意外と若い者が利用するような図書館でもあるというようなところもありますし、規模はうちのほうと比べてどちらも多少大きいのですが、その辺が近くに2つということで、一緒に見てきたいというふうにご検討しております。

○阿部委員

じゃあ、同じく関連してその下の図書館協議会の委員の皆様が、旅費が58万9,000円の補正が出ておりますが、こちらにつきましては、いつごろどちらへ視察するか伺います。

○武者生涯学習課長

まず、いつごろですが、まだいつごろは決定しておりません。これは、それぞれ委員の都合等を聞きながら、今から行き先を示してそれで何人くらいにどこに行っていたかというその時期も決めたいと思いますが、今ところ考えているのは、まず一つが先ほど言った渋谷図書館、こちらのほうに行っていたかと、これが3名です。

あと、福島県の南相馬市、この図書館も直営でかなり斬新な計画とか、細部にわたった細やかな計画をしているということで、図書館界でも割と有名な図書館なんですけど、これ4名行くことにしています。

あと、佐賀県武雄市と伊万里図書館、これが3名行くことにしています。この時期も決まっておられません。これは、武雄市が図書館の建設では一番新しいものだということと、我々がPPPを組む上での駅前のツタヤさんなんかのイメージをくんでいるというところと、あと指定管理部門の参考なんかも見てくると。

あと、伊万里市図書館につきましては、わりかし近くにあつて、これは共産党市議団の方たちも行ってきて、ぜひいいところですよと、行って来たほうがいいというような市民が運営する図書館だということもありまして、我々すごく興味がありましたので、伊万里図書館に行きたいなということで、今計画だけ立てております。

この旅費の中でどのような人数構成になるかは、今から委員さんの調整をとって行きたいと思えます。

○阿部委員

ぜひ今後の多賀城の新しい図書館の参考になるような視察にさせていただきたい、このように要望いたします。以上でございます。

○戸津川委員

先ほどと同じ69ページです。素朴な質問なんですけれども、先ほどの昌浦委員が質問したところの旅費、57万円についてちょっと質問をいたしますが、東京に2名の方が4回行って、基礎になるのは2万7,300円というお話だったので、計算をしてみたのですが、どうしたら57万円になるのかなと、ちょっと計算が合わないのですが、どんな計算をどのようにするのでしょうか。教えて下さい。

○武者生涯学習課長

大変失礼しました。ちょっと今私計算機もないし、基礎資料がここの部分しかないので、後ほど回答したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○戸津川委員

それに関連して、私も昌浦委員と同じ文教厚生委員会に所属しておりましたので、8月の会議は一体何だったんだろうなという疑問を大きく持ちながら、やや何ていいますか、市当局の皆様にはいつも感謝をしながら仕事をさせていただいていたんですけれども、一体私たち議員と市当局というのは、こんな関係でいいのかなという大きな疑問を持たざるを得ませんでした。

私、自宅に届いたCCCとの打ち合わせを見ましたけれども、何らこんなものは隠す必要もないことで、私たちにCCCとこのような議論をしてきました、しかしこんな疑問も残りましたということなをなぜおっしゃっていただけなかったのか。

特に私は、14番の質問などは、私どもが考えている問題点と本当に同じでございまして、ポイントは4つあります。バックヤード、それから教育施設と商業施設の境目に壁がないということ、書架が高過ぎるということ、あとはTポイント付与、こういうことを大変心配しているとCCCはこのことをどう考えているんだと、聞いてくださっているんですね。ただ、私はこの問題意識を市当局の人と共有できているということは、半分はうれしかったです。あ、市当局の人たちも同じような問題意識を持ってくれているんだと。

しかし、私が残念なのは、図書館をつくるのは誰なのかと、主体はどこにあるのかということがこのCCCとの打ち合わせでは、大変薄れて感じられます。特に私はTポイントの問題などには、CCCの方は答えてくださっていないのです。そういうところは、やはり大

きな疑問として残るのではないかと。こういうことはやっぱり問題だったと思うと、そういう提示の仕方でも私はいいと思います。CCC と提携をまだ、これを完了、委託したわけではないということです、CCC に委託したらどんな問題があるのだろうという視点で、話し合いをしてきたんですと正直に申しただけければ、私たちはもっと気持ちよく仕事ができたとと思います。

今後このようなことはないように、ぜひ私たちにも、私たちも市民からいただいた苦情は包み隠さず申しております。そして、何らかのいい策はないかといつも提案をさせていただいております。図書館の問題でも同じなんです。何とかいい図書館にしてもらいたいと思うからこそ、さまざまな意見を言わせていただいております。ですから、どうぞ今後このようなことがぜひないようにしていただきたいということを、これはお願いにとどめますけれども、よろしく願いいたします。以上です。

○深谷委員

61 ページ、天童市の給水支援事業なんですけれども、前にもあれですけれども、多賀城市は全国各地から物資含めてさまざまなものをいただきました。震災時に。こういった行動をとるのは友好都市ということも含めましても、やらなければいけないことかなというふうにも思います。

先ほど説明のときに、補助金を給水活動 8 日間にわたってやったということなんですけれども、これに充てられる財源が、特別交付税措置があるとか、ないとかというお話というのは、例えば天童市さんがあの震災のときに、こういった災害での給水支援をしたときは天童市さんには、そのお金の補助が行っているということですか、国から。というか、全国各地含めて。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず支援の内容によって違うと思うのですけれども、給水関係ですと災害救助費負担金と言って、県のほうを通してそういった交付があるということ。あとは、もう一つは今回の場合ですと、東日本大震災の場合ですと、震災復興特別交付税、そういったものが財源として充てられるということになると思います。

今回の場合は、特に甚大な激甚災害とかそういったものではない内容での断水被害だったということがありますので、通常の特別交付税のほうで算定されるのだろうというふうにごちらでは見込んでおります。

○深谷委員

勉強になりました。こういった活動というのは、基本的な市の持ち出しでいろいろお金を出すようなことなのかなということで、今日本全国各地でいろんな地震が起きるとときに、急にお金が必要になって、持ち出しでというところでそういったもらった分返すじゃないですけれども、もらった分はある程度計算していなければいけないものなのかなというところも含めて考えていたんですけれども、了解です、わかりました。ありがとうございます。

それから、私立保育所保育士等処遇の臨時特例事業の処遇改善の補助金なんですけれども、これは具体的には 25 年度の 4 月からの賃金改善について対象となって、例えば今もう 10 月ですけれども、25 年の 4 月分に遡及して交付するということになっておるんですが、1,299 万 3,000 円というのは、市内の私立の保育所、申請はあくまで事業主体は市町村ということで市町村でやるというふうにした上で、私立の保育所のほうにお願いというか、どうですかというふうなお話をしてやるということですね。

○但木こども福祉課長

あくまでも各保育所には、処遇改善を出していただきまして、申請をいたしますけれども、去る9月5日に各保育所に説明会を実施しまして、内容説明を行って今申請作業を行っていただいているというふうな状況でございます。

○深谷委員

これは、いろんな見たんですけれども、載っていなかったのも、これというのは基金を活用した処遇改善は、25年度の4月から26年度の3月までというふうにしただけデータ出てこないんですけれども、1年間という期間が決まっているものなのか、その先もずっと見込みがあってやるものなのか。これは、給料一律に幾らずつ上げるというふうなやり方と、一時金で渡すやり方とあると思うんですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

○但木こども福祉課長

現状としましては、平成25年度中に保育士等の処遇改善を行うための事業でございまして、その処遇改善の方法につきましても、定期昇給であったり、手当であったり、一時金等で支給するというような形で、拘束はされていない内容でございます。

○深谷委員

事業の概要が25年度の処遇改善なので、26年度については見込みはないということですか。

○但木こども福祉課長

現状としてはそのとおりであります。

○深谷委員

では、結局一時金として、言葉悪いですがけれども、期末手当みたいな格好になるのか、それとも時給で計算しても例えば17万円もらったものが17万8,000円になるとか、そういった4月現時点での子供の数とか、何歳の数とかによってもらえる値段が変わると思うんですけれども、25年度で処遇改善をしても26年度にこのお金がないと、結果また下がるということですよ。それでは全く意味がないかなというふうに思うので、25年度で今これは必要な予算だというふうに思うんですけれども、26年度等についても引き続き必要で処遇改善をしないと保育士の確保が難しいということこれは国もわかって出していると思うので、ぜひ継続していただけるように、担当課からも声を上げていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○但木こども福祉課長

そのような機会を捉えまして要望としてまいりますし、今後の動向を見きわめてまいりたいというふうに思います。

○武者生涯学習課長

先ほど戸津川委員さんから御質問のあった件でございます。

この57万円の中身でございますが、大変失礼しました。ちょっと欠落していたところがあります。先ほどその前にも説明いたしましたけれども、設計コンサルタントの打ち合わ

せということで東京旅費を2人の4回分、これは合わせまして、2万7,300円の4掛ける2人分ということでこれが21万9,000円になります。

それと、もう一つこれは武雄市のほうに3人分、1回の3人分ということで35万1,000円っております。1回当たり11万7,000円でございますが、これにつきましても先ほどの説明の中で申し上げましたけれども、ここにツタヤ書店が入ることによって共用部分の打ち合わせ等について、これから設計段階でどんどん進めていかなくちやないとお互いのすみ分けについてもある程度共有スペース等とお話しなくちやないの、その辺の打ち合わせに行くということでございます。

○戸津川委員

共用部分の設計というか、どういうふうにしたらいいかということで、武雄に行って打ち合わせをするということですか。武雄の誰と打ち合わせをするのですか。

○武者生涯学習課長

これにつきましては、武雄市のほうの事務所でこの多賀城の駅前開発ビルの中に入るツタヤ書店、その、書店の設置を進めているところが武雄事務所で進めているということなので、そちらから多賀城にも何回か来てもらうことにもなりますし、来てもらってばかりではうまくないので、うちのほうでも1回分だけとってあるということ。その際は、CCCだけじゃなくて、先ほど言ったRIA、設計コンサルタントも入れて、3者で詰めながらお話をするというにするための旅費でございます。

○戸津川委員

遠いところにある武雄市まで大変でございますが、CCCとそれからRIAと遠いところの人と提携を結んだので、行かなきゃいけないということなんでしょうけれども、私はCCCになぜ、そこはもう提携をしたのでいまさら言ってもしょうがないんでしょうけれども、CCCになぜ、RIAになぜという説明は一度も聞いたことはないような気がするんですけども、改めてお伺いをいたします。

CCC、RIAを選んだ、選定したそのわけは何なんでしょうか。

○根元市街地整備課長

まず、CCCとの関係ですけれども、東京の代官山で展開しておりますツタヤ書店、そのノウハウを今回多賀城駅北再開発事業で展開するビルにどうしても注入したいということで、そのノウハウを支援していただくためお願いしたというところでございます。

それから、RIAにつきましては、多賀城駅北開発株式会社が事業のコーディネーターとして、あるいは設計者として選定したコンサルティング会社ということでございます。

○戸津川委員

何も確たる証拠がない中で、こういうことを市民の方が言っているというのを申し上げるのは大変申し上げにくいのですが、代官山の話は何回も出ております。ですから、市民の方にしても、でも何でなんだろうと、何でCCCにこだわるんだろうとそういう疑問が市民の中に大きく渦巻いているということだけはお伝えしておきたいと思えます。なぜなのか、その疑問には先ほどのお答えを聞いても私は依然としてすっきりとはいたしません。以上です。

○藤原委員

ちょっと黙っていると病気じゃないかと思われるかもしれないので。

私も7月18日の夜、うちに帰ったら届いておりました。ああ、9月ですね。9月18日だな、水曜日だね。うちに帰ったら届いていました。

それで、大変な資料だなというふうにしたのですが、その後文教厚生常任委員会の議事録を見ておりましたら、18ページに館長が、18じゃないな、館長が復命書は出したというふうに言っていたのですね。図書館長が復命書は出したと、7月26日の分についても出したというふうに言っていました。いわゆる館長が出した復命書がこれだというふうに理解してよろしいんですか。

○武者生涯学習課長

これだというのは、後ろの部分も含めてということですか。館長の出したやつは、後ろの部分は含まれないものを出されたというふうに考えています。

○藤原委員

今言ったのは、8月27日の文教厚生常任委員会の会議記録ですよ。その18ページで丸山市立図書館長は、昌浦委員から、あなたは復命しなかったのかと聞かれて、きちんと私の復命は復命として出しています、それが復命だと思っていますというふうに言っているですよ。だから、丸山館長は今回皆さんのところに届けられた後半部分についても復命書として出しているんだと、文教厚生常任委員会でははっきりと答えているわけね。それが、それがですよ、生涯学習課長に行く間にどこかに紛失したという意味なんですか。それは。

○武者生涯学習課長

文教厚生常任委員会では、それも含めてしっかり復命書を出しましたというようなことではございません。私は復命書を出しましたということだけお答えしているわけであって、細部にわたってどんな復命書をどんなボリューム出しましたというお答えはしていないと思います。

あと、もう一つ、紛失したとは一言も言っておりません。先ほどの説明の中で、それは事実として存在するものと、それは間違いなく図書館長及び生涯学習課の係長がお互いに作成したというふうな形でもものは残っております。ただし、それは今後の政策決定等に決定した事項じゃないので憶測を持ったりとか、一人歩きする可能性もあるので、それは今後の計画に何らかの役に立つものとして、本人達が考え、作成したのものとしてこれは公文書として扱わない自分たちの資料と考えていたのものですから、復命書には添付しなかったということでございます。

○藤原委員

そうすると、いわゆるCCCとの協議についての記録は、皆さんのところには一度も、多分復命書というのは所管の責任者が印鑑を押すのだと思うのですね。誰々が見ました、誰々が見ましたと。そうすると、CCCとの協議内容については皆さんのところでは一度も見ることがなかったということですか、復命書には添付されていなかったということなのですか。

○武者生涯学習課長

最初は添付されてきました、私のところまでは。私の責任で、これは本来の復命と違うでしょうと、これは基本的には自分たちの考えだけで、聞いた聞き取り状況なのでこれは私の責任で、復命書から外させていただきます。

○藤原委員

そうすると、事実関係を確認しますと、丸山館長は復命書につけて出したと。生涯学習課長の判断でそれを落としたと。これは要らないと、いう確認でいいんですね。

○武者生涯学習課長

その確認で結構です。ただ、復命書にはいろいろなものがついてきます。例えば、あちらの図書館のパンフレットとか、いろいろな事業の本来目的と違うものもあちらからもらったものについては、全て復命書についてきます。その範疇の中で、図書館長は基本的に自分が将来の計画に多少約立つだろうと考えて、作成したのもある程度これも見て下さいねということで、本来の強要する意思はなくても、私にそういうことを見てもらうためにそれにつけたというふうに私は判断しておりました。

○藤原委員

先ほど昌浦委員の質疑に対して、生涯学習課長は、決まったことではないので、復命から外したという話をされました。そもそも、視察というのは何のために行ったのかと、視察に行っておかしく決定して帰ってくるということはありませんかと思うのですが、そんな権限があるのは市長か教育長ぐらいしかいないと思うのですよね。そもそも、いろいろな話し合いをしたり、実情がどうなっているのか調べるために行ってくるのが視察だと。

だから、正直に行っているいろいろな疑問をぶつけたり、回答してきたことを正直に復命につけたほうがいいですよ。決まったことではないので、復命から外したとそれはおかしくないですか。だって、何かを決定するために派遣したんじゃないでしょう。

多賀城市では一般的にこういうやり方はよくやっているんですか。派遣して、職員が一生懸命事実関係を記録して出したと。これはつけなくていいと。どうなんですか、それは。

○武者生涯学習課長

再三申し上げますけれども、そのことを決めるために行ったわけではございません。ですから、あたかも決める過程として調査したような文章が一人歩きするとうまくないというふうな判断をさせていただいたので、それはつけるべきものじゃないと。これは見る人に対して、一々これはこうだよと説明しないとわからない資料だということと判断した。誰が見ても、あたかも計画の一部だとわかってしまうのであれば、ちょっと問題があるということでございます。

なお、もう一つのことですけれどもいつもこんなことしているのかと、しておりません。これは私の判断でやりました。

○藤原委員

そうすると、決まったことではないのでということではないんだね。さっき昌浦委員に答えたことではないんだね。むしろ、一人歩きしたり不利益になるかもしれないと、その懸念があったので自分の権限で削除したんだと、そういう理解でいいんですか。

○武者生涯学習課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

どこの部分を懸念したんですか。

○武者生涯学習課長

基本的には我々だって議員各位と同じように、よりよい市民のために図書館をつくりたいという気持ちは全く変わりません。それは、決めつけでつくっていることもございません。あらゆる選択肢、あらゆる可能性を模索していろんな情報を頭の中に入れた上で、最終的には議員さんに図書館移転計画としてちゃんとお示しして、意見ももらって、その上で決定しますという前提のもとにいろんな調査をしているわけです。

ですから、その過程についてここはこうだったよ、ああだったよと一々言ったことが一人歩きして、それに意見を一々もらったのでは基本的な計画はできませんよね。ですから、私の判断でその途中過程はちゃんと移転計画の中で説明することとして、余り憶測を生むようなことは基本的には皆さんにお示ししたり、一々説明したりするものではないというふうに判断したものですから、そこから削除したということでございます。

○藤原委員

私らにこの文書が来ている前だったら、今の説明でああそうかと思うけれども、現時点では、いわゆる CCC との協議内容が議員に配られているわけね。今私も持っているけれども。配られているわけですよ。だから、もっと具体的に聞きたいんだけど、何を、何を懸念したのか。さっきから聞いているんだけど全然答えないから。私ら文書持っているのだから、このところが気になったんですとかあるでしょう。

○武者生涯学習課長

個別にはこまいところ私も何が懸念するということではないですけども、全体的なつくりとしてあたかも CCC と裏で画策して、あたかも CCC が指定管理に入るようなそういう憶測をお持ちの方がもう現にあるのかと、いうことについてでございます。

これは、文教厚生常任委員会でもお話ししているとおり、いろんな経営の方法ありますけれども、直営にしても、指定管理者にしても。ただ、指定管理するときは、基本的には特例指定ではやりませんということもお答えしているとおり、ちゃんと公募でやっていくつもりで今考えておりますので、ここでそのような議論でどうだったの、ああだったのという画策はちょっと控えていただいて、これは移転計画で明らかになったときに、その辺のことをもっと具体的に協議していただきたいというふうに思います。

○藤原委員

何ですか、その言いぐさは。隠しておいて。

課長が言うには、あたかも派遣された 3 人は、勝手なことをしてきたとそういうふうに聞こえるよ。教育委員会の指示に反して、勝手な協議をやってきたというふうに聞こえるよ。そもそも、26 日に CCC の関係者と会って何をしてくれなさいという指示を出したんですか。

○武者生涯学習課長

私は勝手なことをやってきたとは判断しておりません。命令以上のことをしてきたと判断しております。その理由は、基本的にはあらゆるものを自分の発想の中でいろんなことを聞いてきている、調査してきてくださいとは言いましたけれども、武雄市も含め、ですけども CCC というのは基本的にうちのほうと PPP の協定を結んでいる会社ですから、いろんな発想があるでしょうから、そういうものの話を私は基本的に自分たちの発想の中ではいろんなことを、予想以上のことをちゃんと聞いてきたんだなというふうに判断しております。

○藤原委員

私は、非常に忠実に仕事をしてきたというふうに思うわけね。

これは、朝日の9月11日付新聞なんですけれども、これには高橋聡さんという方が出ていまして、15年に2例目となる図書館を宮城県多賀城市に新設予定だと、CCCはこういうのどんどん流しているわけだ。その添付されている資料も、例えばCCCの側が2013年の12月にCCC業務委託というふうに書いてあるんだね。担当者はキモトさんという人だと。向こうはもうどんどんこういうことをやってくるわけですよ。そうすると、どこかで誰かがやはりCCCに指定管理で委託するんだと、委ねるんだということを約束していて、全てそれで動いているというふうにしか思えないんですね。それを否定するほうがちょっと私は無理じゃないかという気がするのですよ。

だから、3人は非常に忠実に仕事をしてきたんじゃないかと。ところが、これを今これが公表されると今まで皆さん方が説明してきたことが全然つじつまが合わなくなるので、隠したということなんじゃないですか、これは。違いますか。

○武者生涯学習課長

約束もしておりませんし、隠そうと思ってこのような事実になったことでもございません。

○藤原委員

いずれにしても、教育委員会が意識的にうそをついたと、この問題でいうと。教育委員会は何が本当なのかということをお教えるところでしょう。教育委員会は。それを意識的なうそをついたと。私は全ての資料を議会に出せとは言いませんよ。やっぱり出せない資料もあると思いますよ。それはね。

だけれども、うそついちゃいけないんじゃないですか。皆さん方は何て言っていたかという、26日の午前中は図書館の案内をしてもらっただけなんだと。立ち話で話したただけなんだと。文教厚生常任委員会で言ったんでしょう。議事録すっかり残っているんだから。いいんですか、教育委員会がうそついて。教育長。

○武者生涯学習課長

うそというのは心外だと思います。うそをつこうとは思っていませんから。ただ、結果的にそのような言い方をすれば、あるけれども言えないというのとありませんというのはどっちが正しいかだけの話だと思います。

○藤原委員

いいですか、いや私は全てを出せとは言いませんよ。いろんな事情があつて出さないことはあると思うんだよ。だけれども、皆さん方は文教厚生常任委員会で、お茶のみ話じゃないよ、テープをとって議事録とっているんですよ。その場所で、26日は施設の案内を受

けただけだから、ないんだと、そんな記録は。施設の案内を受けていたんじゃないでしょう。

しかも、生涯学習課長は、自分の判断で CCC との協議を削除したから、それは中身見たから削除したんでしょう。そうすると、図書館の案内を受けているだけではないなんてのは、重々知っているわけですよ。それでも、うそは心外だと言えるんですか。

○武者生涯学習課長

基本的にはその辺のお答えするのの配慮に欠けていたことについては、謝りたいと思います。ただし、その常任委員会だけのみならず、例えば情報公開もありますし、それが一人歩きするというふうになると、それを一々その資料を持った人に対する説明の機会がないということもあったし、計画の過程だったということもあったので、基本的にはそのようなお答えになってしまって、うそをつくつもりでいったのではないですけども、基本的にはそれは出張の復命とは別な観点の個人の調査メモというふうな判断をしておりました。

○佐藤委員長

休憩をします。10 分。再開は 3 時半。

午後 3 時 21 分 休憩

午後 3 時 30 分 開議

○佐藤委員長

それでは、再開いたします。

藤原委員。

○藤原委員

教育長、私教育長にも一言回答いただきたいのですけれども。教育委員会の事務方の責任者として。

○菊地教育長

うちらほうの進め方で大分話がとんがってきているなというふうに思うわけですが、うちの武者課長もそういうふうな隠すとか何とかというふうなこと、当然思ってもいないし、教育委員会全体もそうでありますし、ただ先ほども申し上げましたとおり、これから幅広い調査をさらに加えるというふうな段階にあります。もちろん、武雄だけじゃなくて南相馬もあります。千代田、それから渋谷、あと伊万里というふうな、それも何手かに分かれて。

そういうふうな中で、恐らく課長が考えたのは、向こうは向こうでつくったのをはいどうぞと、もちろんそんなすぐわかりましたというふうなはずはございませんので、そういうふうな段階で大変誤解を与えるのではないかなというふうな判断があったと思います。

ですから、きついお言葉もあったわけですが、これから 35 年前のまさしく郡山以北図書館なしの時代があった、その思いを新しい未来への図書館、世の中の情報、社会が大きく変革している中で新しい図書館をここから発信しようというふうなことでいますので、そ

の辺のところ十分理解していただきまして、今後こういうふうな誤解を招くようなことのないような進め方をしてというふうに考えております。

当然、これまでも何度もお話し申し上げましたとおり、3協議会あります。この手続はしっかり踏んでいって、多様な調査、あるいは資料収集、そういうふうな意見を賜るというふうな前から申し上げるとおりです。

それから、図書館のあり方自体、当然何度もこれも藤原委員さんともお話し申し上げましたが、図書館法というふうなもの、その狙いは何かというふうなことも当然ありますので、その辺も十分踏まえてまいると。このことによって実は全く多賀城の未来ある図書館が出だしから、暗くなるようなことでないように、私ども進めてまいりたいというふうなこと、ただ、市長が進めるようにあそこはもう歴史に残る一大事業を進めると。そのときに官と民の力をかりながらというふうな、そういうふうなことがあるわけですので、その辺の非常に市長部局との関係が難しいのも事実です。

ですから、私たちのやるべきことをきちっと進めていって、そして私も前にも申し上げたとおり、多賀城には3つの図書館の理念があります。それは、繰り返しというふうなことで申しわけございませんが、3つの理念があります。それは、まあ今では当たり前の、しかし35年前は開架をしてその図書を自分のうちに持ち帰ることができる、これは世の中にありませんでした。それから、2つ目の理念は何かというと、子供たちに徹底的に向き合う、これもその当時としては先進的なこと。ですから、今でも総合学習関係で図書室ですね、そこに全て図書館の職員が派遣されている、これもあり得ないですね。それから、もう一つは、BM車だけじゃなくて、35年前に図書館分室をつくったと。狭い地域とはいいながら、できるだけ多くの方が図書の活用ができるようなという配慮というのは、これはやはり早川光彦さんが、当時昭和53年の6月であります。郡山以北図書館なしというふうなことを言いました。先般もおいでになったのですが、そういうふうな方がまさしく多賀城の図書館は東北の図書館の夜明けだというふうに思っております。

ですから、未来に向かう多賀城の図書館がそれなりの30年、40年というふうなことを見据えたい図書館をつくりたいというふうに思っておりますので、誤解を招くようなことがあったわけでありますが、そういうふうなところを十分受け入れながら、各委員会その他、見てもらって、これから議員さんの方々にも御説明をしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。以上です。

○藤原委員

教育委員会は、図書館は教育委員会の所管なんだと、だから広く今からいろいろ調査もして、どういう運営がいいか決めていくんだという立場ですね。だけれども、教育委員会の職員を派遣したら、CCCはいつどういうふうな手続で指定管理をするのかというふうなスケジュールまでつくって出てくるわけですよ。これは、7月11日に決めた連携協定の枠内ですか、枠外ですか。そこまで、どのように指定管理するのかということまでCCCに提案権を与えているのですか、あの連携協定は。

○鈴木副市長

今のCCCとの連携協定でございますけれども、これは以前にもお話をしておりますけれども、再開発事業を決めるための、まちづくりをするための協定でございますから、その協定の中には図書館の運営そのものまで入っていないというふうな解釈をいたしております。

○藤原委員

そうすると、このCCCが出したマスタースケジュールなんていうのは、要するに図書館を指定管理、CCCが受けるためのスケジュールですよ、これは。見えていますか。これは、連携協定から逸脱していませんか。こういうことをやるというのは。だから、3人はえらい迷惑をこうむったわけだ。そうすると。そんな話がないはずだと思っていったのに、こういう話を出されて、あらぬ疑いを持たれたということになっちゃうでしょう。CCCずっとこういうことを繰り返したでしょう。

ちょっと、私は連携協定は連携協定でやりますと発表したからそれはそれで今さらやめろとも言えないというか、発表してしまったからそうなんだろうけれども、もう少し何というか、連携協定なら連携協定の範囲を守ってやるべきじゃないの。だけれども、行けばもうこういうスケジュール出してくる。朝日新聞には15年の2月から受けることが決まっているようなことをどんどんやっているわけですよ。どうなんですかね、本当に信用できるんですかね、こういうところが。私は、注意すべきじゃないかと思うんだけど。あらぬ誤解を受けて困っていますと。どうですか。

○鈴木副市長

一つは、今回の多賀城駅の北側の再開発事業については、これ何度もお話ししていますけれども、再開発事業として建物を建てる中に図書館が入る、あるいはテナントが入るといふそういう形で入ってくるわけですが、建物を建てる側とすれば、テナント側の意向も聞きながら建物を建てるということになりますけれども、図書館の中身ということになれば、それぞれ委員さん方も御承知のとおり、教育委員会が決めること、教育委員会が決めた方針に基づいて、どこかに委託するか、あるいは直営にするかそれを決めることでありますから、そこは確かにちょっと勇み足、そんな感じがいたします。

しかし、再開発事業成り立たせるためには、あの意味では有力なテナント候補者という一面もございますので、まちづくりの観点では協定をもとにいろいろ調整はしてまいりたいというふうに思っております。

○藤原委員

最後に、1点だけお聞きしますが、普通私らが当局から資料を受けた場合には、市民がもらったという解釈をしますね。特別に重大な資料で、これはもう秘密にしておいてくださいという特別の注意がある場合にはそういう取り扱いをするということになるんですが、一般的には当局から資料をいただくと、それは市民への資料公開だというふうに一般的には受けとめますね。

情報公開のときに議会には出したけれども、情報公開には応じないなんていうことはあるんですか。普通は、私は議会に出したのものについては市民の情報公開請求にも普通は答えるんじゃないかというふうに思うのですけれども、その辺はどうですか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

一般的なことで御答弁申し上げたいと思いますけれども、公文書として管理しているもので情報公開条例に照らして、公表すべきものに関しては、議員さん方への提供の仕方と同じように、市民の方々へは提供するというようなことでございます。

○藤原委員

そうすると、議会には出したけれども、情報公開請求で市民に出さないということは、普通はないということですよ。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

公文書というものの範疇の中であればそのようになるかと思います。

○藤原委員

ところが、私ある人に問題提起を受けたんですけれども、文教厚生常任委員会に出した資料さえも出さないという、要するに武雄市の向こうの担当者とやりとりしたことは、文教厚生常任委員会に出したわけですね。ところが、それさえも出さない。これは議会と市民に対する対応違うんじゃないかと、ダブルスタンダードじゃないかと。二重基準じゃないかと。多賀城はこんなことやっているのかと問題提起を受けたんですよ。何のことを言われているのかちょっとわからないと思うのだけれども、ちょっと調べて回答いただけませんか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

これも一般的なお話になりますけれども、情報公開についてはそれぞれの実施機関と言いまして、例えば市長部局の単位、それから教育委員会の単位、選挙管理委員会の単位とかそういったことで条例を運用してございます。基本的には議会の常任委員会に提出をさせていただいた資料も公文書に該当するものになりますので、それが一般の市民の方から公開請求があったものに関しては、適時手続をとりまして、公開されるべきものと解しております。

○藤原委員

だから、そうじゃないケースがあったのですよ。現実問題として。ここでまた長く言うとまた長くなるから、ちょっときちんと調査をして回答していただきたいと言っているのです。ダブルスタンダードでやっていないのでしょうか。ダブルスタンダードというのは基本的にないのでしょうか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

先ほど申し上げましたように、情報公開の運用自体が各実施機関ごと、わかりやすく言うと、各任命権者ごとにやっておりますので、御指摘の事案に関して例えばどこの事案かということをお教えいただければ、調査の仕方もあろうかなというふうに思います。

○藤原委員

じゃあ、それは後で具体的にお示ししますので調査の上、回答ください。

○昌浦委員

武者生涯学習課長さん、私への答弁と、それからまた今度は藤原委員さんとのときに、差異があるようなことをおっしゃっていたんですけれども、ちょっとだけ確認させてください。それから質問に入ります。

復命書、この7月25日、26日の復命書というのは、復命書いたら必ず決裁のように回ってきますよね。どこまで回るのでしょうか。

○武者生涯学習課長

基本的には、この案件に対しては教育長までということですよ。

○昌浦委員

先ほどの藤原委員の御質問に対してあなたこう答えていますよね。まずいから、私の判断で外しましたと。いろいろしゃべったよね。いろんな資料添付されてくるけれども、そういうのも云々と説明されていますけれども。ということは、あなたの段階で後段の部分は抜いちゃって、いわゆる上司にまで復命をさせているのですか。そうじゃないと思いますね。恐らく副教育長さんも教育長さんもとりあえずはこの復命書見ているんじゃないですか。どちらなんですか。これだけ確認したいです。

○武者生涯学習課長

私の段階で私の責任で外させていただきました。

○昌浦委員

ちょっと答えになっていない。わかるようにもう一回言ってね。もう一回言うよ。図書館長から復命書上がった時点で、これまずいからここでと自分が判こを押すか押さないかわからないけれども、そのときにもう後段の部分外したのか。そうじゃなくて、副教育長さんと教育長さんまで、図書館長が書いたやつもくっつけて回覧に回すというかな、決裁に回すというか、それをしたのですかということですよ。

○武者生涯学習課長

回す前に私の判断で外させていただきました。

○昌浦委員

確認した。ということは、あなた、上司にまでうそついているんじゃないのか。そう思わないですか。語るに落ちたよ、あんた。我々議会にうそつくだけじゃなくて、自分の上司にまでそういうふうな勝手な判断で資料を外しているということは、重大なことじゃないですか、あんた。あなたの上司だよ、副教育長とか、それから教育長は。その人にまでこれはまずいからと自分の判断で外しちゃうのですか。そんなやり方ありますか。あなたは、私の質問に対してと、藤原委員の質問に対してもちょっと違う、差異なことを言っていて、これだけ聞いて私やめようかと思ったけれども、やめられなくなっちゃったね、これ。なぜかと言ったら、あなたは上司にまで情報を隠していたということになっちゃうんだよ。

○武者生涯学習課長

再三、私の話の説明は一貫しているんですけども、隠した事実じゃなくて、それは公文書とは認められないものだと思ったので、外したということでございます。

○昌浦委員

部下が自分はこれは公文書だと思って出しているの。部下の意見というものを尊重していないんじゃないですか。自分の判断でこれは公文書と認めない。認める、認めないというのは上司に見せて、その後じゃないのか。これ公文書としてどうですかと。あなたは専行過ぎますよ。あたかも自分が教育長、副教育長になったつもりでやっていますか。そういうふうにとられるよ。そう思いませんか、自分で。自分の言っていること、意外と格好いいこと言っているようだけれども、矛盾しているということ、わかっていますか。だって、副教育長、教育長さんに見せないんだよ、資料。図書館長やほかの方たちがこれは資

料として大事だろうから、副教育長さんや教育長さんの判断の材料になると、それで添付してきたんじゃないですか。

先ほどから私が言っている、あなたすごく一貫して云々とおっしゃっているけれども、私に対する答えと藤原委員さんに対する答えに差異がある。だから、核心を突いたこの質問をしたんですよ。まさにあなたは語るに落ちたよね。一貫してどうのこうの言っているけれども、いいですか。公文書たりるか、たり得ないかというのはまずもって部下がつけてきたなら、必ず上司まで回覧し、かつそのときに上の上司2人に私の判断ではおぼつかないからこれはどうなんですか。これは公文書じゃないですよ。さりとて、とりあえず部下が出してきたもんだから、回覧しましたと伺い立てるのが本当じゃないですか。だから、藤原さんが私の文教厚生常任委員会のときに、図書館長が素直に言っているんですよ。それは私の質問でも言っていた。それをあなたが勝手に自分で外しちゃった。そういう受け取り方になりますよ。それで非を認めるのなら、そのとおりだったと素直にお認めになったらどうですか。

○武者生涯学習課長

私はそういう判断をして、そこから抜いたわけですけどけれども、公文書としてこれを添付した場合、それが一人歩きしてしまって、例えばまだ決定もしていないことをこれがさも計画されたかのように捉えられるということとはうまくないということと、あともう一つは、中身が館長等が質問した内容の外に、CCCから勇み足のような計画が出てきたという部分も我々の意図しないところなので、これは基本的には我々が作成したものの、プラスあちらのものも資料としてもらってきたということも私が判断したので、基本的にはこれは添付しないほうがいいというふうなことです。

これは、何もずっと私の心中にしまっておくことじゃなくて、ときが来たならばその一部を使うような状況があるときについては、それなりの報告もしますし、協議会等につきましてもこういうような内容だということをもとにした計画の御提示もするつもりでございました。ですから、ずっと私が鍵かけておこうというふうなことは思っていません。ただ、一人歩きが怖かったというだけの話です。

○昌浦委員

一人歩きなんかするわけじゃないじゃないですか。教育委員サイドの話ですよ。あなたまだそういうこと言っているんだね。あなたの上司お二人、その人には包み隠さず回覧回せばいいじゃないですか。そして自分のコメントつけばいいじゃないですか。こういう図書館長の復命書来たけれども、ここには、こうこう、こういうことがありますよと。付せんつけるなり、自分のコメントを持ってあなた自身が副教育長、教育長に伝えに行く、それだってできたはず。それをしない、あなたは。ということは、はっきり言ってあなたは上司にまで必要な情報を教えない人になっちゃう。そういう人だもの、我々にうそつくわな。図書館を案内してもらっただけと。

全ては、要はその添付書類なるもの、あなたが抜かなきゃこんなことにならなかった。情報が一人歩き、先ほど戸津川委員が言ったじゃないですか。こういうんだったら、どうどうと公表してもらいたかった。生涯学習課長さんは後出しじゃんけんをやっているのよ。自分が不都合になればそれに対するようなことで、いやこうこうこうだ、そればかり言っている。だから、これ誰がいいんですかね。こういうことってあり得るのかな、総務課長がいいね。

総務課長さん、部下から上がった書類というのね、これは市長まで見せることないから、俺とるわということあるのですか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

通常の業務につきましては、それぞれ全ての業務を市長がやっているわけではございませんので、専決規定というものがございまして、それにのっとった形で事務処理を行っております。

○昌浦委員

専決規定くらい百もわかっていますよ。だから、市長まで上がる書類のことを聞いているんじゃないの。誰もそんなことは聞いていないよ。要は、いいですか、あなたの上司である総務部長さん、副市長さん、市長さんまで回る文書にあなたが判を押そうとしたら、ああ、これいいや、上司知らなくていいや、情報が勝手に一人歩きするからと抜く。あなただったら抜くんですか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

一概には申し上げられません。内容によりけりかと思しますので、答弁は差し控えさせていただきますと思います。

○昌浦委員

ということは、今までやっぱり多賀城市役所さんはまずいと思ったら、独自の判断で勝手にいろんな文書を改ざんできるということですか。そう受け取っちゃうよ、そこまで行っちゃうよこうなると。だって、そうなっちゃうじゃないですか。答えてくれないんだもん。一概にお答えできないというんだったらばそう受け取るしかないよ、私ら事情を知らない人間からすると。

そこで、お聞きしたいんですけども、資料を抜いたということに対して、一片のやましさもいないだね、あなたは。生涯学習課長さん。

○武者生涯学習課長

やましさのことで聞かれれば、やましさはございません。

○昌浦委員

ございませんと、そうはっきり自信を持って言われるとね。何にも言えなくなっちゃうね。もうこれからですよ、多賀城市に対して資料請求しても、本当に我々が知りたいようなものは隠されるというふうな理解をしてしまうんですけども、副市長さん、私こういうふうになってしまっているのかなと思うのですよ。あなたのコメントを求めたいね、最後に。

○鈴木副市長

まず、復命書の作り方、冒頭ございましたけれども、私から復命書を回すという次は市長ということになりますけれども、例えば私が文書の作り方として指導することはあります。こんな不要なものは要らないとか、あとはつけ足せとか、そういう指導はします。文書を隠すとかそういうんじゃないかと、文書をつくる指導の範囲で各段階においてする可能性はあります。そういうことが一つございます。

それから、いろいろ今回御議論いただきましたけれども、どうも生涯学習の課長は、先ほど藤原委員からもございましたけれども、先方からの資料あるいは言及した内容が極めて2歩も3歩も踏み込んだ内容のことが示されていたので、多分後で生涯学習課長からもう

一回答弁させますけれども、それを見てこれを我々が受けたとしたら、それがありきであってそれを認めたということの誤解を受ける、極めて不適切な資料であるから、これは分類すべきものというふうに判断をしたのではないかというふうに私は解釈をいたしておりました。

ですから、全体としてはいろいろ昌浦委員さんも今御指摘されましたけれども、情報を隠したり、あるいは改ざんをしたり、そういったことは我々としては一切いたしておりません。むしろ、ほかの役所と比べる必要はございませんけれども、胸を張ってそういうことはないということは、自信を持って申し上げたいと思います。以上でございます。

○武者生涯学習課長

私の説明が余りうまくなくて、言葉足らずだったかもしれないんですけども、まさしく今副市長が言ったことで、これがあちらが余りにも勇み足というか、我々が想像しなかったような資料までつけてきたということに対して、私もこれがちょっと一人歩きしたら、あたかも私たちがそれを飲んでいくというふうな判断をしたので、これは公文書と当たらないという判断で抜かせていただいたということです。その辺の言葉足らずは済みませんでした。

○昌浦委員

わかりました。今の答弁で大体武者生涯学習課長さんのお気持ちはわかりました。しかしながら、何らやましいことはございませんんですけども、あなたね、やっぱり私たちに対して、打ち合わせしたならしたと言ったらどうですか。復命書の中にこう書いていたからそれはしていますよと、しかしながらこうだったと言えすなり通ったことじゃないですか。それをあたかも何ですかあなた、単に観光案内されて帰ってきたと言っているんだよ。そんな大の大人3人が佐賀県まで行っているんだよ。それで武雄の市立図書館見て、ああそうですか、はいどうもとその資料もない。おかしいと感じないですか、あなたが私だったら。

だから、そういうところでもう少し配慮のある答弁というのがあったのではないのか。その辺はあなたね、ここの場を借りて我々に対してどうお考えかわからないけれども、一言コメントしたらどうですか。

それとさっきの旅費の問題もそう、数字間違っていたでしょう。普通議会に来るときは積算根拠を持ってくるもんだよ。この金額57万円がどういう計算式になっているかぐらいの資料をもってくるのがしかるべきでしょう。それを戸津川委員から初めて聞いて、計算します。あなたははっきり言ったじゃん、私に。57万円、東京2人が4回、これで終わりだよ。おかしいなと私は思ったけれどもね。何かあるのかなと思ったけれども。それはやめました、しつこくなるから。

その辺で、あなたもう一度私たち、私たちだよ、私じゃなくて。議会に対して自分の配慮が欠けていたと思うんだったら御答弁ください。なければそれでいいよ。

○武者生涯学習課長

今おっしゃったことに対して、2つ。

一つは、先ほどの57万円のやつ、あれは多少言い訳になるようですけども、積算根拠は持っていました。ですけども、すぐに東京の分だけしかちょっと見えなかったものですから、なかなかすぐ出せなくて東京の積算で正しいのかなと一瞬思ってしまったという形になりました。その点には大変失礼しました。

あと、もう一つ、武雄の打ち合わせといわれるものにつきましても、これははっきり言って、調査、それは公的な調査ではなくて個人的な案内してもらいながら、打ち合わせをしたと、あちらからもプレゼン多少受けましたということにつきましては、ちょっと言葉足らずだったし、配慮も欠けていましたことについては、謝りたいと思います。どうも失礼いたしました。

○竹谷委員

今の件でちょっと確認だけをしておきます。

武雄市に3名の旅費を計算したと。その理由をもう一度お願いします。

○武者生涯学習課長

これは、先ほども一度お話ししましたが、基本的には駅前の再開発ビルの中に入るツタヤ書店の事業の推進母体が武雄市のほうの事務所になっているということもありまして、その同じ入居者としてのすり合わせとか、RIAも含めましてその設計のこまいところのお互いの取り分、例えば入り口がどうなのかとか、あちらも書店であればこちらの本屋との整合性の中で例えばバックヤードをどうするのかとか、エレベーターどこにつけるんだとか、いろんな部分の多分打ち合わせがあります。

基本的には、武雄市からも多分こちらに打ち合わせをしに来ると思うのですけれども、1回くらいはうちのほうからもあちらに行かなくちゃいけないでしょうということで旅費を取らせていただきました。

○竹谷委員

そうなるだろうということでの予算、私は武雄にはもう行くことない。はっきり言って、ツタヤ図書館が入るかどうかがまだ決まっていない。我々に公表されていない。設計も出ていないのに、どうのこうのという、書店のことまで図書館考えることない。多賀城の図書館をどうあるべきなのか。3階フロアを多賀城の図書館にするのであれば、多賀城の図書館、あるべき図書館の姿勢を私は、教育委員会はやるべきだと。何もそこまで踏み込むことない。

というのは、少なくとも担当者、図書館長も行って視察してきているわけですよ。これを参考にして設計書がどう出てくるか、それを見てこういう問題があるので、調査行かなきゃならないというのわかるけれども、我々にもどうい建物建つかまだ示していないのに、どういう図書館つくるかまだ示していないのに、何で武雄参りしなくちゃいけないのですか。何でCCC参りをしていかなきゃいけないんですか。それ自体がありきにとられる。やめたほうが良いと思う。

これだけは、私のほうから感想を申し上げておきます。これは、相当やっていかないと、そうでないと、いいですか、社会教育委員会さん、千代田と渋谷、それから図書館審議委員会が3カ所、4カ所、この意見が潰されてしまう。これらを全部見て、お互いに武雄も見て、やっぱり多賀城はこうあるべきだと、そして駅前のビルがこう建てる、そこにツタヤが入るのか入らないのかわからないけれども、ツタヤが入るとすれば図書館連携をどうしていくのかという議論になっていくんじゃないですか。ちょっと早過ぎる。だから、ありき論に言われるんだよ。それは慎んだほうがよろしいと私は思うんですけれども、いかがですか。

○武者生涯学習課長

御意見ありがとうございます。旅費を取って今すぐ駆けつけたいみたいなことの旅費ではございません。これは、基本的に図書館協議会あと社会教育委員会から意見を聞いたときに、その辺の意見を反映するための打ち合わせということで考えておきました。もしかすると、使わないかもしれないし、もしかすると期間の少ない中でその辺の打ち合わせもあって、実際しなくちゃないと。あちらにもこちらに来てもらうということであれば、当然1回くらいは本部会を起こしますと、12月議会までありませんので、1回分をとらせていただきたいということで上げさせていただきました。

○竹谷委員

期間が少ないって誰が決めたんですか。ビルの内容まだわかっていないんだよ、我々。議会みんなわかっているのか。（「知らん」の声あり）駐車場どうするのか。（「知りません」の声あり）駅北だってまだ取締役会で決まったんですか、駅北のビルの内容。どう建て方するのか。オーナー方式にするのか。第三セクターで行くのか、決まっていなくて、まだ。だから、私言っているんですよ。全部決まって入るテナントさんもツタヤだと決まって、それからの行動じゃないかと思う。何でそんなに急ぐんですか。12月まで多賀城の図書館何とかしなければ、入るかわからないと、多賀城のあるべき図書館の設計をすればいいんじゃないですか。構想を練って、我々に説明をすればいいんじゃないですか。

だから、ありき論だと言われるんですよ。ちょっと、だからこれの何だか知らないけれども、私のところに来たけれども、これに沿った物事を動き過ぎている、だから誤解される。もうちょっと慎重にやったらいいんじゃないですか。ここまで来たら。この間も何回もその議論をしていますよ。同じ議論を繰り返すことはやめましょう。そしてまだ必要であれば議会としてもっともっと煮詰めていって、こうあるべきだということを私はやるべきだと、それを教育委員会、当局ともいろいろまちづくりの関係であるとするれば、連携をとって議会に対してやっぱり丁寧な説明をしながら、理解を進めていく、行動を進めていくということを私はそれが基本じゃないかと思うんです。

あなたが言うように、12月になると予算が取れないからじゃなく、何をそう急がなきゃいけない。もう詳細設計入っているのか。駅北の社長、どうなの、入ったの、詳細設計。おまえでないよ、駅北の社長に聞いているんだよ。

○菅野市長公室長

まだ詳細設計までは行ってはございませんけれども、入ってくるテナントであるとか、それから市立図書館という部分でA棟に関しましてはほぼその線で今話し合いが進められておりまして、あと近々その辺の具体的な図面というのも出せる状態が近づいている、そんな今状況になっていると思います。

○竹谷委員

それは、議会に具体的に説明していただけますね。これだけ議論になっているんですから。議会関係ないです、北ビルの関係ですから北ビルでやりますということにいかないですよ。それは、約束できますね。

○菅野市長公室長

駅北再開発に関しましては、市のほうからの補助金も出していますし、それからまた市がテナントとして図書館が入るわけでありまして、その辺の具体的なものが見えてきた段階できちんと議会のほうにもいろんな話し合いの場を設ける必要があるんだろうというふうに考えてございます。

○竹谷委員

ひとつ、コンクリート固めじゃなく、議会の意見もその中に反映できるように、ちょっとアバウト、こうじゃなくちょっと緩やかなときに1回説明をしていただいて、詰めていくようにしていただきたいというふうに要請をします。

もう一点お聞きします。

CCCと連携協定しますよね。これはお金がついているんでしょうか。財政がつきまどっているんでしょうか。

○根元市街地整備課長

連携協定を締結しようというお話し合いが成立しまして、その後企画提案を出していただくべく、業務契約をしております。

○竹谷委員

費用がつきまどっているんですかと聞いているんだよ。それが的確に金はまだ出してないとか、そういう予定にないとか、しっかり言ってよ。

○根元市街地整備課長

200万円で業務契約をしようというふうに契約を締結しております。現在、その業務をしていただいているというところでございます。

○竹谷委員

200万円はどこから執行したのですか。予算執行は当初予算に組んでありますか。多賀城の予算はどこから執行していますか。

○根元市街地整備課長

多賀城駅周辺のまちづくりの提案ということもありましたので、別件の委託業務の発注をして、その残った費用を流用させていただきました。

○竹谷委員

そういう予算のつくり方ないでしょう。（「おかしいよ」の声あり）なぜ私それを質問したかと。さっき昌浦委員が質問しました。業務委託従事者やっておいて、その詳細がCCCの社員だとなったら、どこから金出るのという。どこから金出てこの職員が動いているのと思ったんですよ。後精算ですか。多賀城はそういう契約をやるんですか。予算執行で。予算執行のほうどうだ、それでいいんですか。

○鈴木副市長

これは、CCCとの協定を結んだときに、CCCのほうからもいろいろ提案をしたい、いろいろ調査もしたいというお話がありました。そのときに、実は我々として考えたのは、いろいろこれから対等な立場で協議をしていくときに相手からただで情報もらったり、ただで業務をさせるということがあっては対等な立場ではいられないだろうということで、相手にやってもらうことについてはきちんと対価は払う、言うことも言う、そういう立場をきちんとしようということがありまして、私が市街地整備課長に命じまして、既存の予算の中で流用可能なところはあるのかということと私が命じまして、そういったことの立場の整理をするためにそういうことでちょっと当初の予算、予算書の中にはございません

でしたけれども、そういうことで緊急といいますか、余り時間を経ていると、ものにならんという判断もございましたので、そういうことでさせた経緯がございます。趣旨はそういうことでした。

○竹谷委員

そうなら、補正予算のときに実はこういうことでこういうふうにしたと思っています、何で説明しないのか。今昌浦委員がこの話しなかったらそこまで感じなかったの。ただでやる会社ないよなど。そうすると、CCCとありきだろうと、この内容もうそではないよなど。CCCではそう思って、もう自分たち勝手にきょうスケジュール組んでいるよなど、これ押しつけられるんじゃないかと俺思ったんです。

副市長、わからんことはないけれども、これは大事なことだ。これだけ議論しているこの駅周辺の問題だ。予算はこういうぐあいにしていこうと思うという、運用するからとりあえずというわけにいかないんじゃないですか。運用してもいいと思う、補正予算でここを運用しようなり、補正予算で金はないけれどもこういうふうにやっていきたいんだというものをやっぱり説明するべきだと、私はそう思います。その辺は、今さらどうのこうの言ってもあれですけども、そういう配慮が大事じゃないですか。

それから、もう一つ、これ1枚で調査活動したというちょっと情報入ったんですけども、そうなんですか。

○根元市街地整備課長

多賀城駅前のほか、市立図書館前、それから市内のどっちかという大型商業施設、あとは市役所の前で実施をさせていただきました。

○竹谷委員

私は訪問、市民の訪問をして市民から聞き取り調査をしていくぐらいのものじゃないかと思うのです。通行人とか来館者を相手にしてどうですかとやるものではない、これ。内容を見たら、そうであれば逆に言うによく市でやる無差別のもので郵便でやって、返答をもらうという代物じゃないですか、さっと見たけれどもね。これ立ち話で、はいどうですかというものじゃないじゃない。的確な資料として使えないと思うよ、逆に。これは多分CCCがデータをまとめてこうだから、市民の動向がこうだからこうだとやってくると思うよ、連携まちづくりの中で。図書館だってこんなにあるし、こういうサービスもやっぱり夜までやってもらったほうがいいですよ。それが来たから今の図書館のやり方でできないから、業務委託なり、指定管理者方式にしなきゃいけない。やっぱりCCCのやり方がいいんだという結論になっちゃうと思うよ。レストランはどうの、そんなの書いてあるんだもの。図書館のためのアンケートだ。書店のためのアンケートじゃない。経緯はわかった。

これはやっぱりね、私はそういう調査じゃなく、本当に市民の意見を求めるとすれば、そんな調査にした方がよろしかったんじゃないのかという思いがするんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木副市長

これから多賀城駅の北側の再開発事業をいろいろ進めていく段階で、いろいろ基礎となる資料は市民の意向を尊重するというに尽きていくわけですから、基礎的なデータの信頼性が欠けるということであっては、事業を進めるべき方向を間違えるということもござい

ますので、今おっしゃられたようなことも含めて、もう一つ側面からそれをもう一方からの調査、それをいろいろ検討してみたいというふうに思っております。

○竹谷委員

もう時間ですから、私は余りこれ以上申し上げません。そういう配慮が足りないの。副市長おっしゃったように、そういう配慮を職員はやればいい。これ預ければいいという発想だから、本気になって魂を入れる、駅周辺をやるんだというのであればもっと魂を入れてやらなきゃ。これ俺残念なのは、図書館と駅前再開発のことだけなんです。できれば、これにB棟で予定していたような子育て、高齢者施設問題、これらについたってついでなんだから、ついでと言ったら失礼ですけども、まちづくりとして重要なんだからこういうものを一緒にアンケートをとるとというのが今おっしゃったことであれば大事じゃないでしょうか。CCCさんは図書館ありき、駅前開発は何でカバイクで行くか何かで、レストランだ。そんなのよりも公共、民営的な意見を入れるというのはわかるけれども、少なくとも市民が何を望んでいるのかということはきちんと、A棟じゃなくB棟も含めて、それで市民が何をもってくるのか、乗用車で来るとすれば駐車場をどうしなきゃいけないか。駐車場ないとすれば、市民バスをどうするか、そこまで考えて行かなければ本来の賑わいを求めるまちづくりにならないのではないかと私は思いがありますので、もっといっぱいありますのでこの辺でこの問題は終わりますけれども、もう少し真剣に取り組んでいただき、その真剣さが議員の皆さんにも伝わるよう行動していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○松村委員

今の図書館の体制のいろんな議論を聞いて、私も一言お話をさせていただきたいと思います。

先ほど前々段で昌浦委員のほうから課長の答弁に対しまして、私だけじゃなくて議員みんなに謝ってほしいというお話がありましたけれども、私は別に謝っていただくなくても結構です。といいますのは、やはり私は課長の判断は、お話聞いていて理解できるからであります。そういう判断でやったということは私自身誤解を生むということが、一番こういうふうにいるんな今進めている中で議会の中でもこれだけ議論されているわけですので、ありきですすんでいないのじゃないかということで、前からずっとありますので、そういうことでやっぱり判断されたんだなと思っておりますので、私はそれは理解できます。

なんです、私はむしろいわゆる皆さんだけの意見だと、図書館に対する例えば民営化ですね、そういうことに関して市民みんなが反対しているようなそういうふうにとられると、私はまずいんじゃないかなと思っておりますので、お話しさせていただきたいのですけれども、実は私のほうにも市民の方からぜひ新しい、ニュースで皆さん知っていますので、新しい時代に合った市民のニーズに合った、そういうすばらしい図書館をぜひ駅前に推進してほしいという、そういう声も随分いただいております。そういう声もありましたので、私も会派で武雄市のほう、そちらを見てまいりましたけれども、本当に見てきているんな説明も受けました。

そういう中で、私個人という、うちの会派皆さんそういう思いだったと思うのですけれども、本当にこういうものが多賀城駅前にあつたらばいいなというふうに感じてきたのは、事実であります。正直言って、武雄市もいろいろ始めまして課題とかそういう部分も聞いてまいりましたけれども、それは私たちの今度新しくする図書館にそういう課題とかも当然当局としても検討されて、本当にいい図書館を、さっき教育長が言いましたようなそういう図書館をつくりたいということで、やっているのだと思っておりますので、ぜひ実現の方向

に向けて頑張っていたきたいなということで、これは私の意見として述べさせていただきます。以上です。

○佐藤委員長

ないですか。竹谷委員。

○竹谷委員

1件だけ申しわけない。Pの63の大区画ほ場事業の変わりましたよね、方式が。結果的に農山漁村地域整備交付金から、農村地域復興再生基盤総合整備事業に変えたとありますよね。それで、私気になったのは、市の10%分は災害復興特別交付金処置を適用する、今多賀城の圃場はほとんどは水害に遭っていない。津波に遭っていない。世間では、国全体で、復興だ、復興だと交付金を使って復興じゃない事業に使っているんじゃないかと、それは精査すべきじゃないかということがいろいろ意見がされ、復興庁も精査している。これは大丈夫なんでしょうね、精査に値しないんでしょうね。精査に値すると、この予算がせっかく考えていたのにだめになっちゃう。この辺はいかがですか。

○浦山農政課長

震災後、前に議員さんたちに説明したと思うのですが、たしか竹谷委員さんかなと私の記憶でそう思うのですが、当初復興震災で圃場整備できないのかという質問をちょっと覚えているのですが、そのときの答弁なんですけれども、うちのほうも再三実際、農地津波被害ありましたので、何とか復興予算でなんないんですかということを再三要望したわけなんですけれども、最終的に国の判断が示されました。それは、農地です。農地に津波被害が50%以上という示されました、たまたま多賀城市に置きましては、20%ということで該当ならない経緯がございました。

今回、これも25年2月に新しいメニューなんですけれどもそういうことで復興予算ですので、きちきち予算ついて1年前倒しになったんですけれども、きちきち予算もつけて、完成年度も守りなさいよということ言われておりますので、間違いなく予算ついてやれると確信しております。

○竹谷委員

はっきり言って、精算入っているんですよ。本当にこれは、農水省か、農水省がいいんだと、20%でも30%でもいいんだと、復興予算あるから省庁としてつけないと、何で復興予算とったんだと言われる可能性があるから、申しわけないけれども官僚の中でこの予算を使ってしまえという発想でその要望に応えようじゃないかということで、官僚さんがデスク的に県に対してやれよと言っているのじゃないかというような気がしてならないんです。くれば大変いいことなんですけれども、そういう流動的な状況にありますので、県、並びに農水省、復興庁に再度きちっと確認をしておいて、間違いなくやれるような体制を私はつくっておかなきゃいけない。後から、来ませんでした、これは該当外です、当初の50%以上ですとやられたら大変なことになるので、その辺、多分これは財政担当確認しているのかな。復興推進局関係ないんでしょう、これ。県との話でしょう。だから、多賀城の復興局は関係ないとなれば、我々の特別委員会でもその予算は出てきません。ひとつ、県なり復興庁なり、農林省ときちっと確認をしておいておく事業だというぐあいに私は老婆心ながら一言つけ加えておきますので、ぜひ大変結構なことなんですけれども、そういう危険性がある今状況にあるということ、25年の話だからね。6月の話ですから。今精算入っていますからね、多賀城の復興予算もなかなか思うようにつかない。精査に入ってもそういう状況にありますので、再度ひとつ、大変いいことだけれども後から違ったということ

言われぬように、ひとつこれは県と直接やっているんだらうと思いますので、担当部長きちっとやっておいてくださいよ。いいね。

○伊藤市民経済部長

ただいまこの補助金については、国から制度縮小なり、削減などが懸念されるのではないかというお話でありましたけれども、農政課長も申しあげましたとおり、本事業につきましては、2月26日新たに制度化された事業でございます。国のほうでは同日付で農林水産事務次官から各農政局長、そして県を經由して言っているものですから、そういうことはないだらうということで、我々は大きく確信をして期待をしているところでありますけれども、本事業につきましては、県の事業とはいえ、直接市内の農家の方々関係することですから、折に触れ国の動向等を県を通じまして、今後とも変化変更のないように、事業縮小等ないように、あるいは他の事業に振りかえられたりしないように、きちっと情報収集に努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○佐藤委員長

それでは、お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第73号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○佐藤委員長

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

皆様に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後4時30分 休憩

午後4時44分 開議

○佐藤委員長

それではおそろいですので、再開いたします。

● 議案第74号 平成25年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算(第1号)

○佐藤委員長

次に、議案第 74 号 平成 25 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○佐藤委員長

関係課長等から説明を求めます。復興建設課長。

○熊谷復興建設課長

それでは、多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計について御説明を申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、資料 1、80 ページ、81 ページをお願いしたいと思います。

1 款 1 項 1 目災害公営住宅整備事業で桜木地区災害公営住宅建設に伴う負担金 1,134 万 9,000 円の増額補正でございます。これは、桜木地区災害公営住宅建設に伴い、住宅に新たな給水施設、いわゆる水道施設を引き込みますが、今般関係機関と協議が整いましたので、設置に伴う水資源開発負担金について増額補正を行うものであります。

続きまして、前のページ、78 ページ、79 ページをお願いいたします。

続きまして、歳入について御説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般会計繰入金で、1,134 万 9,000 円の増額補正でございます。これは、先ほど歳出で説明した内容でございます。

以上で、災害公営住宅事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○佐藤委員長

質疑ございませんか。竹谷委員。

○竹谷委員

ないことないんだ。確認だけしておきます。

公営住宅の水道、これは多分加入のときの負担金だと思いますけれども、公営住宅を建てるたびに、これから 3 カ所、これは一般会計からの負担になるんですか。これは復興交付金からのものにはならないんですか。

これは、なぜ聞いたかという、これは住宅に必要なものなんです。住宅に必要、余計なものじゃないんです。例えば住宅に集会所をつくったとか、そういうものはある程度除外される可能性もあるかもしれませんが、これは生活するのに絶対欠かせない問題。それも一般会計で負担するという仕組みなんですか、この辺どうなっていますか。

○熊谷復興建設課長

結論から申しますと、一般会計ということなんですが、実はこれにつきましては長らく復興庁と、復興交付金が充当できないかということをお願いやら要望やらずっと続けてきたんですが、やはりこれは復興交付金に該当しないということで、これは市の一般財源に充

当するというふうな結論が出ましたので、今回補正予算を計上させていただくというふうになった次第でございます。

○竹谷委員

復興庁と余りけんかするとね、別な問題もあるので、1,000万円ぐらい何ぼでけんかして10億円来なくなるとこれはやぶへびだから、余り言いたくないんですけども、こういうところがおかしいわけ。こういうところが。やっぱり生活に必要なものは復興予算で見るべきなんですよ。それが復興のための予算だと思うんです。なぜ外したのかわからない、理由。これここで答弁しろといったって難しいでしょうけれども、これからあることですから、これからうちだけじゃない。他の地区もあることですから、これは生活するに必要なもの。そうでなければ水道事業者は企業会計だから、商売だから寄せと言わざるを得ないんですけども。

何らかの形、これは考えてもらわなきゃいけない。こういうので一般会計が全部持ち出されては、とても私はたまったもんじゃない。と思いますので。無理だよと、復興推進局長は顔見て、無理だよなんて言っているけれども、無理を承知で、けんかしないで仲良くしながら、どういう理由なのということとで説明しておいたほうが、うちだけじゃなくよそがもっと大変なので、その辺を含めて災害になった都市はみんなで手を携えて、できるだけ国からお金をもらうように頑張ったらいんじゃないかというふうに思いますので、邪道な要求ではないというふうに私は思いますので、検討してみてください。

○熊谷復興建設課長

竹谷議員の御意見ごもっともだと思います。我々も復興庁になぜ採択にならないのか、またどういふ条件で整理されないのか、などその辺も復興庁と協議しながら、できるだけ財源確保に向けて協議なり、調整をしていきたいというふうに思っております。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

なしですか。

それでは、お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第74号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○佐藤委員長

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 75 号 平成 25 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○佐藤委員長

次に、議案第 75 号 平成 25 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○佐藤委員長

関係部課長等から説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、資料 1 の 96 ページをお願いいたします。

歳出から御説明をいたします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費につきましては、本年度の前期高齢者交付金などの額確定に伴う財源の組み替えでございます。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金等で、318 万 3,000 円の減額補正でございますが、これは本年度支援金の額確定に伴うものでございます。

次に、6 款 1 項 1 目介護納付金で 148 万 7,000 円の減額補正でございますが、こちらも本年度の納付金の額確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

○長田健康課長

次に、8 款 1 項 2 目特定健診事業費で、391 万 7,000 円を増額するものでございます。説明欄 1 の特定健康診査事業で、これは被災者支援と受診率の向上のため、特定健康診査の自己負担金 1,300 円を平成 23、24 年度に引き続き無料とし、塩釜医師会への委託料が確定したことから不足額を補正するものでございます。

○高橋国保年金課長

11 款 1 項 5 目償還金で 1 億 3,667 万 4,000 円を増額補正でございます。平成 24 年度国庫支出金、それから療養給付費交付金におきまして、返還金が見込まれておりますことから増額補正をするものでございます。

次に、12 款 1 項 1 目予備費で、3,689 万 6,000 円を増額補正でございます。24 年度から 25 年度への繰越金のうち、ほかに充当した分を除きまして予備費を増額するものでございます。

同じ資料の 90 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 1 節現年度分で、1,172 万 7,000 円を増額補正でございます。この内訳といたしましては、1 の療養給付費負担金ですが、これは後ほど御説明

申し上げますが、歳入の5款1項1目、前期高齢者交付金の額確定に伴うもので、計上済み額との差額874万円の増額をするものでございます。

2の介護納付金負担金につきましても、歳出の介護納付金の額の確定に伴い、計上済み額との差額47万6,000円を減額補正するものでございます。

3の後期高齢者支援金負担金につきましても、歳出の後期高齢者支援金の額の確定に伴い、計上済み額との差額346万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、3款2項1目財政調整交付金1節普通調整交付金で403万1,000円の増額補正でございます。これは、前期高齢者交付金の額確定に伴うもの、それから歳出で説明申し上げました介護納付金、後期高齢者支援金等の額の確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目前期高齢者交付金で156万8,000円の減額補正でございます。これは、本年度の交付金の額確定に伴うものでございます。

6款2項1目財政調整交付金1節財政調整交付金で219万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、国庫負担金と同様の内容によるものでございます。

○長田健康課長

次に、4目1節被災者健康支援事業補助金で130万3,000円の増額補正でございます。被災者への健康支援事業の一環といたしまして、クリアチニン検査に10分の10の県補助金が交付されることになったことから、130万3,000円を増額補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

○高橋国保年金課長

10款1項2目繰越金1節その他の繰越金で1億5,512万7,000円の増額補正でございますが、これは平成24年度決算に伴う繰越金でございます。

○木村収納課長

続きまして、資料の86ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正でございます。今回追加いたしますのは、納税勧奨、収納等業務委託でございます。この業務委託は平成20年度から外部委託しておりまして、現在の契約が平成23年度から本年度までで満了するものであることから、改めて同様の業務について債務負担行為の設定を行うものでございます。期間につきましては、平成26年度から平成28年度までの3年間でございまして、限度額は月額基本料に収納金額等から算出した委託料を加算した額でございます。

参考といたしまして、委託金額等の実績を申し上げます。直近の実績では震災等の関係で減免がありますので、震災前の平成20年度から平成22年度の3年間の実績の平均を申し上げます。年度平均で訪問件数は1万8,506件、徴収額は1億2,942万円、委託料は1,717万円でございます。この委託業務につきましては、平成26年度からの業務ですので、本年度中に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。なお、予算措置につきましては実績を踏まえまして26年度の予算に計上させていただくものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○佐藤委員長

これより歳出歳入一括質疑に入ります。藤原委員。

○藤原委員

ちょっと記憶で質問するので、間違っていたら訂正お願いしたいんですが。去年の暮れに、平成25年度はちょっと財源不足が起きそうだと、1億2,000万円くらいでしたかね。何とかしなきゃいけないと。結局議会のほうといろいろ話し合っ、25年度については国保税率はこのまゝいって、もしも赤字になった場合には一般会計に回すと、そういうことできたような気がします。

今出された補正予算を見ますと、どうも資金が足りなくなりそうじゃないんじゃないかという気がするんですけども、これまでの推移と見通しについて御説明をお願いします。

○高橋国保年金課長

25年度の保険給付費の支払い状況なんですけれども、国保特別会計につきましては、3月診療から2月診療という支払いのベースでございます。現在、約4カ月分の実績が出ているような状況、年間で言いますと3分の1支払いが終えたような状況でございます。推移としましては、一部負担金の免除額を差し引いた金額とほぼ同額で推移を、今のところ4カ月はしているような状況でございます。今後、3分の2が残っているわけなんですけれども、これにつきましては、推計、よく動向を見ていかなくてはいけないなというふうに考えております。

一方で、歳入につきましては、保険税の減免等を終えておりますので、そちらの収納状況であったり、国のほうの震災の特例分で保険財政のほうに24年度のように特別入ったというようなものがまた出てくるかどうかということも見ながら、推計していかなくちゃならないわけなんです。今のところ一般会計からの繰入、当初では約1億8,000万円くらい予算計上させていただきましたが、そこまでは入れなくてもひょっとして大丈夫なのかというところで、今見ているところでございます。

○佐藤委員長

あとございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

それでは質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 75 号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○佐藤委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 76 号 平成 25 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

○佐藤委員長

次に、議案第 76 号 平成 25 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○佐藤委員長

関係部課長等から説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、同じ資料の 110 ページをお願いいたします。

歳出から御説明をいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金で、461 万 2,000 円の増額補正でございます。これは、平成 24 年度の後期高齢者医療保険料のうち、25 年 4 月 5 月の出納整理期間中に収入のあったものについて、広域連合に納付するものでございます。

前のページ、お願いいたします。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目一般会計事務費繰入金で 10 万 6,000 円の増額補正でございます。これは、一般会計からの事務費の不足分を繰り入れするものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目繰越金で、450 万 6,000 円の増額補正でございますが、これは平成 24 年度決算に伴う繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○佐藤委員長

歳出歳入一括質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 76 号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○佐藤委員長

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 77 号 平成 25 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○佐藤委員長

次に、議案第 77 号 平成 25 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○佐藤委員長

関係部課長等から説明を求めます。介護福祉課長。

○松岡介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明をさせていただきます。

資料 1 の 122 ページをお願いいたします。

歳出から御説明いたします。

4 款 1 項 1 目基金積立金 1,257 万 7,000 円の増額補正につきましては、国庫負担金及び支払基金交付金の平成 24 年度分の追加交付金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

6 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 88 万 4,000 円の増額補正につきましては、保険料更正等に係る還付金でございます。

2 目償還金で 1,258 万 8,000 円の増額補正でございますが、これは平成 24 年度介護給付費等額確定に伴い、国庫負担金等に係る収入超過分を返還するもの、並びに災害減免に係る災害臨時特例補助金の精算返還分でございます。

6款2項1目他会計操出金で、61万5,000円の増額補正でございますが、これも平成24年度決算に伴い、一般会計に対し精算返戻分として繰り出すものでございます。

次に120ページにお戻り願います。

歳入について御説明申し上げます。

3款1項1目介護給付費負担金2節過年度分814万4,000円の増額補正につきましては、介護給付費国庫負担金の平成24年度分の追加交付分でございます。

4款1項1目介護給付費交付金2節過年度分443万3,000円の増額補正につきましては、支払基金介護給付費交付金の平成24年度分の追加交付分でございます。

次の7款2項1目1節介護保健事業財政調整基金繰入金で、1,408万7,000円の増額補正でございますが、これは歳出で御説明いたしました国庫負担金等への償還金及び一般会計操出金、並びに第1号被保険者保険料還付金として基金から繰入を行うものでございます。なお、補正予算後における平成25年度介護保健事業財政調整基金残高は、7,452万9,054円、繰り返します。7,452万9,054円となる見込みでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○佐藤委員長

歳入歳出一括質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第77号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○佐藤委員長

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第78号 平成25年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第4号)

○佐藤委員長

次に、議案第 78 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○佐藤委員長

関係部課長等から説明を求めます。下水道担当次長。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

それでは、議案第 78 号平成 25 年度下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、御説明をさせていただきます。

事項別説明に入ります前に、今回の補正予算の概要につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正は、社会資本整備総合交付金事業で行っております中央雨水ポンプ場長寿命化対策工事の設計額確定に伴い、減額になる事業費を浸水対策事業で資材及び人件費の高騰により不足を生じていた高橋雨水幹線整備工事及び旭ヶ丘雨水幹線ほか 2 線整備工事委託料等に組み替えるものでございます。また、平成 24 年度決算額確定に伴い、前年度繰越金の受け入れによる財源の組み替えを行うものでございます。

これにより歳入歳出予算の補正額は 9,424 万 7,000 円追加の 76 億 7,748 万 4,000 円とさせていただきます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料 1 の 136、137 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 5,634 万 7,000 円の追加補正でございます。これは、平成 24 年度決算額確定に伴う一般会計繰出金でございます。

1 款 2 項 1 目雨水管理費で 1,210 万円の追加補正でございます。説明欄 1 雨水管路維持管理事業 810 万円でございます。11 節修繕料 100 万円は、たび重なる余震等で修繕が必要になった笠神新橋上流の左岸部に設置されている鶴ヶ谷樋門修繕料でございます。

13 節野田の玉川上流部バイパス管路設置業務委託料 600 万円は、留ヶ谷 1 号雨水幹線上流部の旧貨物船跡地交差部に口径 1,000 ミリの高密度ポリエチレン管を設置するものでございます。この管は主に河川工事等の仮排水に用いられている管種でございます。設置は、既存水路の西側を予定しております。

次に、八幡第一雨水調整池用地整地業務委託料 110 万円は、八幡雨水ポンプ場入り口部の約 1,500 平米の整地料でございます。

説明欄 2、雨水ポンプ施設維持管理事業 400 万円でございます。主なものは、中央雨水ポンプ場 3 号ポンプ更新に伴うクレーンの整備及び点検業務委託料でございます。

1 款 3 項 1 目賦課徴収費は、決算額の確定に伴う財源組み替えでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 580 万円の追加補正でございます。説明欄 1 浸水対策下水道整備事業 13 節旧八幡ポンプ場解体撤去設計業務委託料 200 万円でございます。これは、宮城県によります砂押川の河川災害復旧工事に伴い河川法 24 条の規定により、占用許可を受けておりました旧八幡ポンプ場の樋管及び樋門の撤去が必要になることによる設計業務委託でございます。

説明欄 2 浸水対策下水道整備事業 380 万円でございます。主なものは、15 節高橋雨水幹線整備工事 383 万 7,000 円は、高橋雨水幹線管渠工事に係る舗装などの附帯工事でございます。これは、人件費、資材の高騰により発注時に延長 26.3 メーター減口していたものを今回補正するものでございます。

説明欄 3 雨水施設長寿命化対策事業 2 億 65 万円の減額でございます。主なものは、13 節中央雨水ポンプ場長寿命化対策設計業務委託料 2,853 万 9,000 円でございます。これは、来年度実施予定の 7 号ポンプ及び電気設備改築の設計業務委託でございます。

15 節中央雨水ポンプ場長寿命化対策工事 2 億 2,924 万円の減額は、中央雨水ポンプ場設備更新設計額確定によるものでございます。

説明欄 4 浸水対策下水道整備事業 2 億 65 万円の増額でございます。主なものは、13 節旭ヶ丘雨水幹線ほか 2 線整備工事委託料 6,100 万 1,000 円は、資材及び人件費の高騰によるものでございます。公共下水道雨水工事積算業務委託 330 万円は、高橋雨水幹線の積算業務委託料でございます。

15 節高橋雨水幹線整備工事 5,900 万円は、資材及び人件費の高騰により減工しておりました 26.3 メーター分の工事費でございます。

22 節物件移転等補償費 7,800 万円は、来年度工事予定箇所の JR 信号柱及び通信ケーブルの移設費用でございます。

3 款 1 項 1 目公債費は、決算額確定に伴う財源組み替えでございます。

次のページをお願いします。

4 款 1 項 1 目公共下水道施設災害復旧費で 2,000 万円の増額補正でございます。説明欄 1 公共下水道汚水施設災害復旧事業 22 節物件移転等補償費 2,000 万円はガス管移設に伴う補償費でございます。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、歳入について説明申し上げます。

132、133 ページにお戻り願います。

3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金の補正はございますが、歳出で説明させていただきましたとおり、説明欄記載の浸水事業分が増額となり、長寿命化対策事業分が減額となるものでございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 3,407 万 9,000 円の増額補正でございます。これは、ただいま歳出補正で説明をいたしました公共下水道汚水施設災害復旧工事及び雨水管路維持管理費等による増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目繰越金で5,646万8,000円の増額補正でございます。これは、決算額確定による増額でございます。

8款1項1目下水道事業債で370万円の増額補正でございます。1節公共下水道事業債380万円は、歳出で説明をさせていただきました単独工事分でございます。5節震災減収対策企業債10万円の減額でございます。これは、決算額確定による減額補正でございます。

次に、128ページをお願いします。

第2表地方債補正の変更でございます。先ほど歳入補正予算で御説明いたしました下水道事業債の補正により、地方債発行の限度額を公共下水道通常事業分で380万円増額により、8億1,010万円とするものでございます。震災減収対策企業債につきましては10万円の減額により、8,980万円とするものでございます。これらにより、補正後の下水道事業全体における地方債限度額の合計は370万円追加の24億9,610万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

資料2の51ページのほうに下水道事業の元利償還金の内訳と財源の内訳を添付させていただいております。

以上で、議案第78号 平成25年度下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○佐藤委員長

歳入歳出一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第78号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○佐藤委員長

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 79 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）

○佐藤委員長

次に、議案第 79 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○佐藤委員長

関係部課長等から説明を求めます。上水道部次長。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

それでは、資料 1 の 143 ページをお開きください。

議案第 79 号平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）でございます。

今回の補正は、収入で他会計補助金等の増額補正を行うものでございます。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的収入の予定額の補正をするものでございます。

収入の表のうち、1 款水道事業収益で 1 億 3,942 万 5,000 円増額補正し、補正後の額を 22 億 7,955 万 7,000 円とするものでございます。

第 3 条は予算第 10 条を予算第 11 条とし、予算第 9 条の次に、新たに他会計からの補助金として第 10 条を加えるものでございます。多賀城市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を 1 億 3,942 万 5,000 円とするものでございます。

次に、146 ページ及び 147 ページをお開きください。

補正予算説明書でございます。なお、金額は消費税を含んで表記しております。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1 款水道事業収益で、1 億 3,942 万 5,000 円の増額補正でございます。2 項 6 目他会計補助金で補正予定額 1 億 3,870 万 4,000 円ですが、これは水道高料金対策補助金でございます。平成 25 年 4 月 2 日県知事通知によりまして、平成 25 年度の地方公営企業操出金の上水道の高料金対策に要する経費に該当したものでございます。操出の基準として、前々年度、今回は平成 23 年度における有収水量 1 立方メートル当たりの資本費が 164 円以上、給水原価が 273 円以上とされていることに対して、資本費が 193.55 円、給水費が 346.16 円であることから、資本費のうち基準を超える額に当該年度における年間有収水量を乗じた額 1 億 3,870 万 4,000 円を一般会計から補助されるため計上するものでございます。

次に、7 目補助金で補正予定額 72 万 1,000 円ですが、これは本年 7 月に発生した山形県の集中豪雨に伴い、友好都市である天童市が断水したことに對して、19 日から 26 日の 8 日間給水支援活動を実施した際に発生した経費相当分、72 万 1,000 円を一般会計から補助されるため、計上するものでございます。

次に、補正後の損益計算書について説明をさせていただきますので、資料 2 をお願いいたします。資料 2 の 52 ページをお開きください。一番最後のページとなります。

予定損益計算比較当初予算と今回の補正後との比較でございます。

今回の補正額は、色のついた欄でございます。その右隣の太枠で囲まれた欄が補正後の予算額となっております。さらにその右隣が当初予算額と補正後予算額の差額欄となっております。今回の補正におきましては、右側貸し方収益の部で、他会計補助金や補助金の増額に伴い、1億3,942万5,000円の増額となったことから、補正後の損益は、左側借り方費用の部補正後予算額の欄、下から2段目の額となりますが1億9,733万5,000円の純利益となる予定です。

以上で、議案第79号 平成25年度多賀城市水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○佐藤委員長

歳入歳出一括質疑に入ります。藤原委員。

○藤原委員

1億3,800万円ほどの高料金対策補助金が来たのですが、これはつまり多賀城の年間の総有収水量が五百七十、八十万トンベースでずっと来ていたのが、平成23年度の災害でぐっと落ちたと。それによってトン当たりの資本費、それから給水原価がはね上がったために、どんと高料金対策の補助金がかかることになったというふうに理解していいのかということなんですけれども。

○佐藤水道事業管理者

そのとおりでございます。

○藤原委員

そうすると、今後の見通しというのはどういうふうになりますか。

○佐藤水道事業管理者

例えば来年度どうなるかということでございますが、今の国の操出基準が変わらないと仮定しまして、平成24年度の高賀城市の資本費が幾らなのかといいますと、決算は終わっていますので、今のところ172円04銭になる予定でございます。これらが、国で示す基準に合致しますと、来年度4,300万円ほどの高料金が該当になるかなという、これはあくまでも国で示す基準が変わらないと仮定した場合の計算でございます。

○佐藤委員長

あとございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

それでは、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 79 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○佐藤委員長

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第 73 号から議案第 79 号までの平成 25 年度多賀城市各会計補正予算の審査は全て終了いたしました。

各議案ともそれぞれの原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長宛て報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私委員長に一任を願いたいと思います。

これをもって、補正予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 5 時 26 分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 佐藤 恵子